

令和7年第3回定例会 一般会計予算決算常任委員会  
経済建設分科会審査記録（1日目）

- 1 日 時 令和7年9月18日（木） 午前11時13分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）  
議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1番	三田敏秋君	2番	姫路敏君
3番	佐藤憲昭君	4番	富樫光七君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
- 5 欠席委員（なし）
- 6 地方自治法第105条による出席者  
副議長 大滝国吉君
- 7 分科会委員外議員  
一般会計予算決算常任委員会副委員長 高田晃君
- 8 オブザーバーとして出席した者（なし）
- 9 説明のため出席した者

副市長	大滝敏文君
政策監	須賀光利君
農林水産課長	小川良和君
同課農業振興室長	本間研二君
同課農業振興室副参事	天井啓喜君
同課農業振興室係長	本間由佳君
同課林業水産振興室長	伊藤幸夫君
同課林業水産振興室副参事	高橋直紀君
同課林業水産振興室係長	佐野正俊君
同課みらい農業創造推進室長	高橋和憲君
農業委員会事務局長	高橋雄大君
地域経済振興課長	富樫充君
同課経済振興室長	玉木善行君
観光課長	山田昌実君
同課観光交流室長	村山真一君
同課観光交流室副参事	渡辺仁美君
同課観光交流室係長	増子正臣君
- 10 議会事務局職員

局長	内山治夫
書記	河内真人

---

（午前11時13分）  
分科会長（河村幸雄君）開会を宣する。

○本日の審査は、議第89号及び議第95号のうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員

会所管分について審査する。

**日程第1** 議第89号 令和7年度村上市一般会計補正予算（第7号）を議題とし、担当課長（農林水産課長 小川良和君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第16款 県支出金

（説明）

農林水産課長 それでは、166、167ページを御覧ください。16款県支出金、2項4目農林水産業費 県補助金の説明1及び2につきましては、新たに就農される方に対する支援事業に係る経費に対する国の補助金で、県を経由して交付されるものでございます。説明は以上です。

## 歳入

### 第16款 県支出金

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 歳出

### 第6款 農林水産業費

（説明）

農林水産課長 それでは、176、177ページを御覧ください。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、説明1、有害鳥獣対策経費の消耗品費につきましては、熊・イノシシ・猿が市街地に出没した際のパトロール時に装着する備品等、機械器具購入費は、熊捕獲用のおりの購入に係る経費分です。

（何事か呼ぶ者あり）

農林水産課長 よろしいでしょうか。では、もう一度、すみません、176、177ページから歳出につきまして説明させていただきます。6款農林水産業費、1項3目農業振興費、説明1、有害鳥獣対策経費の消耗品費につきましては、熊・イノシシ・猿が市街地に出没した際のパトロール時に装備する備品等、機械器具購入費につきましては、熊捕獲用のおり等の購入に係る経費分です。保険料につきましては、一般的なハンター保険では対象外となる事故に対して補償するための鳥獣被害対策賠償責任保険の保険料になります。有害鳥獣被害防止対策協議会負担金は、捕獲した鳥獣を処理するための簡易埋設施設の設置等に係る経費分ということになります。次に、説明2、農業振興経費の青年就農給付金は、新たに就農される方に対する給付金で、今年度に入り、新たに就農する方が1名増えたことによるものになります。報償費につきましては、その方を指導される方に対する報償費となります。5目農地費、説明1、農地等経費の土地改良等電気料金高騰対策支援補助金は、農業用水の安定供給体制の維持を図るため、電気料金の高騰の影響を受けている農業施設、水利施設の管理者である2つの土地改良区に対し、令和3年度と比較し高騰した分の10分の1を支援するものです。6目農山村振興事業費、説明1、有機センター経費の修繕費は、

施設内で使用する車両及び攪拌機の修繕に係る経費で、工事請負費は、トラックスケールの改修及び施設内の路面補修修繕工事に係る経費となります。次に、2項2目林業振興費、説明1、地域林業活性化事業経費の測量設計等委託料は、山北地域大代集落にある作業道の小俣川に架かる橋梁の改修工事に係る測量設計業務の委託料となります。次に、3項2目水産業振興費の説明1、放流・資源確保事業経費の鮭採捕施設改良事業補助金は、三面川鮭産漁業協同組合が計画しておりますウライ施設の改良工事に係る設計業務の経費に対する補助金となります。6款については以上です。

## 第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 続きます、第7款1項1目、179ページを御覧ください。説明欄1、商工振興一般経費、施設維持保全業務委託料につきましては、駅前通り商店街の街路樹について、通行の支障となるおそれがあることから、道路管理者と協議の上、剪定を行うための経費を要求するものであります。今回角銀前の十字路から駅前十字路の区間の街路樹の剪定を行うものであります。続きます、下のほうの7款1項4目の企業対策費の説明欄1の企業誘致経費の新規雇用促進奨励金については、企業設置奨励条例に基づき、令和4年12月7日に指定した株式会社ジャパン・フード・クリエイトと、令和6年1月4日に指定しました株式会社ユニアスに対して、事業開始から1年継続して雇用されている人材がそれぞれ確認できることから、各事業者からの申請により奨励金を交付するための予算を計上したものであります。なお、ジャパン・フード・クリエイトについては3名、ユニアスについては4名を予定し、それぞれ1人当たり10万円を交付するものですが、予算執行残を充当し、このたび50万円の予算を要求するものであります。以上です。

歳出

## 第6款 農林水産業費

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 第7款 商工費

(質疑)

姫路 敏 先ほど商工振興一般経費81万3,000円の件なのですが、いわゆる剪定ということで、これは道路の緑地帯ということですか、側面のこと。

地域経済振興課長 道路のほうの街路樹になっておりまして、道路自体は県道でもあるのですが、街路樹については県のほうと協定を結んでおりまして、商店街に関わる部分の街路樹の維持管理については市のほうでということ、管理をするためのものとして今剪定をすることとしております。

姫路 敏 それは、建設課の仕事ではないのですか。商業地帯というか、そういうこともあって、地域経済振興課の分担になっているのかちょっと分からないですけども、どうなのだろう。

地域経済振興課長 こちらのほうについては、あそこの区間の整備の関係で駅前通り商店街のほうが大きく関わった事業でもありまして、その部分で駅前通り商店街のグレードアップ

プというところも踏まえて、街路樹と、あと歩道の御影石をあそこ整備しておりますが、そういった整備と、あと街路灯についても商店街のイメージアップということで、街路灯以外の商店街の照明という部分も含めて整備した部分もありますので、そういったところをうちのほうの所管として管理をしているところでもあります。

姫路 敏 それは、そういう場所というのは何か所ぐらいあるものですか。あれもそう、中央商店街とか大町、上町とか、あの辺も。あの辺ないか、街路樹が。

地域経済振興課長 中央通り商店街のほうも、今街路樹はないのですが、商店街の街路灯がありますので、そちらのほうも同様な扱いとして管理しているということです（\_\_\_\_\_部分は10頁に発言訂正あり）。

**日程第2** 議第95号 令和6年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分を議題とし、担当課長（農林水産課長小川良和君、地域経済振興課長 富樫 充君、観光課長 山田昌実君、農業委員会事務局長 高橋雄大君）から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑終了後、歳出についての説明を受けた後、歳出についての質疑に入る。

## 歳入

### 第13款 分担金及び負担金

（説明）

農林水産課長 それでは、17ページ、18ページを御覧ください。13款1項1目農林水産業費分担金につきましては、備考1、農業施設分担金は、朝日畜産団地の基本施設の分担金と、令和4年、令和5年の災害復旧等で令和6年度に実施した箇所及び令和6年9月の大雨災害の復旧工事に係る受益者分担金で、備考2は令和4年8月の大雨で被災した農地の災害復旧工事等で5年度より繰越しし、6年度に完了した箇所の受益者分担金です。

### 第14款 使用料及び手数料

（説明）

地域経済振興課長 続きまして、第14款使用料及び手数料、19ページ、20ページを御覧ください。こちらにつきましては、説明欄1、勤労者総合福祉センター使用料になりますが、こちらについては、福祉センターの施設の使用料となりまして、例年同様の額となります。

農林水産課長 次に、21ページ、22ページ、5目農林水産業使用料につきましては、備考1、農村環境改善センター使用料は、村上農村環境改善センター及び神林農村環境改善センター一分で、ふれあいセンターの代替施設として利用が増えたことで、前年度に比べ増加しております。備考3、神林有機資源リサイクルセンターの使用料は、畜ふんの受入りに係る6経営体からの施設使用料となります。こちらについては、処理費と運搬費の合計の金額となります。

観光 課長 備考欄4、地域活性化施設使用料から備考欄6、朝日まほろば夢農園使用料につきましては、例年並みとなっておりますので、説明を省略いたします。

農林水産課長 第2節水産業使用料の主なものにつきましては、備考1、イヨボヤ会館入館料は、入館者数が前年度比で1,317人増えたことにより、255万750円の増額となっております。

地域経済振興課長 続きまして、備考欄1、露天市場使用料につきましては、露天市場の村上・岩船の定期市場の使用料と村上・岩船・瀬波の大祭時の臨時露店市の使用料となっております。続きまして、下の備考欄2の行政財産使用料につきましては、村上及び神林工業団地内の電柱の年間使用料となっております。

観光 課長 2節観光使用料312万7,928円につきましては、各観光施設の使用料で、昨年と比べまして769万1,578円の減となっております。主な理由といたしましては、説明欄1、二子島森林公園使用料がダム湖しゅんせつ工事によりまして営業日が減ったこと、説明欄3、村上市民ふれあいセンター使用料が空調改修工事が行われたことにより減少したものであります。14款1項7目1節道路使用料の備考欄1、行政財産使用料は、道の駅笹川流れの駐車場とJR桑川駅舎の使用料で、ほぼ前年並みとなっております。

農林水産課長 次に、3節都市計画使用料につきましては、備考1、都市公園施設使用料は、主なものは民間事業者がイベント会場としてイヨボヤ会館前の駐車場を利用したことによる使用料となっております。

観光 課長 備考欄2、都市公園施設使用料15万5,850円は、南大平ダム湖公園天体観測施設ポラスターの使用料で、ほぼ前年並みとなっております。備考欄3、行政財産使用料8,190円は、事業者に貸した南大平ダム湖駐車場の行政財産使用料であります。

農業委員会事務局長 23ページ、24ページになります。2項4目農林水産業手数料になります。備考欄1、農業委員会諸証明手数料、これにつきましては免税軽油等の証明等で前年度並みでございます。

農林水産課長 次に、2節林業手数料、1の火入れ手数料は、山焼き、野焼き等の届出の手数料20件分となります。

地域経済振興課長 続きまして、備考欄1の露天市場出店許可手数料につきましては、先ほど説明しました露天市場の出店の際の許可手数料となっております。条例に基づき、許可した分の手数料となっております。

## 第15款 国庫支出金

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、29ページ、30ページを御覧ください。15款第2項4目の商工費国庫補助金につきましては、こちらのほうにつきましては、説明欄1のデジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、こちらのほうの交付金を使いまして産業支援プログラムや人材獲得定着支援事業などに充当される経費として、令和5年度から5か年事業として交付を受けて進めているものであります。

観光 課長 備考欄2、同じくデジタル田園都市国家構想推進交付金425万円ですが、大阪・関西万博の開催を契機とした国内誘客促進事業とインバウンド向け観光推進事業に係る国庫補助金分であります。補助率は2分の1であります。

## 第16款 県支出金

(説明)

農林水産課長 次に、35、36ページを御覧ください。16款2項4目農林水産業費県補助金の第1節農業補助金につきましては、農林水産課所管の備考1から次ページ、37、38ページの17までは、農業部門の事業実施に係る県補助金となります。

農業委員会事務局長 備考欄19につきましては農業委員会交付金で、職員に対する交付金になって

おります。20の農地集積・集約化促進事業補助金につきましては、中間管理機構を通すことで集積率を上げるということで、約5団体に交付をしております補助金であります。機構集積支援事業につきましては前年度並みです。あと、22番の農地利用最適化交付金につきましては、農業委員の最適化活動に対する交付金になっております。23番の遊休農地再生作業支援事業補助金につきましては、新規就農者1名の遊休農地の解消ということで、県から事業費をいただいている補助金になります。以上です。

農林水産課長 次に、2節林業費補助金につきましては、林業部門の事業実施に係る県補助金となります。3節水産業費補助金につきましては、水産部門の事業実施に係る県補助金となっております。次のページ、39、40ページの8目災害復旧費県補助金の備考1、4、5は令和4年8月の大雨災害、備考2、6、7は令和6年9月の大雨災害に係る復旧工事に対する補助金となっております。

地域経済振興課長 続きまして、4項の県貸付金、42ページを御覧ください。こちらにつきましては、説明欄1、地方産業育成資金県貸付金になっておりまして、こちらにつきましては産業育成資金として各金融機関のほうに預託する額を県から貸付けを受けたものであります。続いて、その下の説明欄2の土地貸付収入につきましては、こちらのほうにつきましては、土地貸付収入について、山北工業団地において2社に対して貸付けをしている土地の賃借料としての収入となっております。以上であります。

## 第17款 財産収入

(説明)

農林水産課長 続きまして、では43ページ、44ページを御覧ください。17款2項1目不動産売却収入、第2節建物売払収入につきましては、備考1、畜舎等売払収入は、朝日地域の畜舎の償還金に伴う売払収入でございます。2目物品売払収入の1節物品売払収入につきましては、備考2、農機具等売払収入は、朝日地域の畜産団地の償還金に伴う売払収入であります。

## 第18款 寄附金

(説明)

観光課長 18款1項5目1節ふるさと納税寄附金の備考欄2、ふるさと納税寄附金7億9,032万243円につきましては、件数3万5,660件であり、前年度と比べまして1億9,612万8,985円の増となっております。

## 第21款 諸収入

(説明)

地域経済振興課長 続きまして、21款諸収入のほうになりまして、第4項第1目の第2節労働貸付金から、48ページを御覧ください。1の労働金庫預託金元利収入から、その下の1の地方産業育成資金預託金、その次の2の中小企業振興資金預託金、3の住宅等建設資金貸付預託金の元金収入であります。こちらについては、いずれも各金融機関へ年度当初預託して、その元金が年末に償還されたものであります。3の住宅等建設資金貸付金については、旧村上市の実施した定住促進住宅建設資金の要綱に基づいて金融機関に預託した額が元金として償還された額となっております。

す。以上であります。

観光 課長

49ページ、50ページを御覧ください。21款5項3目1節商工費受託収入の備考欄1、インバウンド特別体験事業受託収入3,000万円につきましては、本市の歴史文化、村上茶を軸とした食文化、雪を組み合わせたインバウンド向けの情報発信、コンテンツ整備を行う実証事業を行った経費につきまして、観光庁の委託を受けた株式会社JR東日本企画から歳入があったものであります。経費内訳といたしましては、100%国費であります。

地域経済振興課長

続きまして、6項の6目4節労働雑入ですが、54ページを御覧ください。こちらのほうの説明欄1、自動販売機設置電気料、2の各種団体電気使用料につきましては、電気自動販売機の電気料についてはクリエート村上に設置されている自動販売機の年間使用料となっております。下の各種団体電気使用料については、同じくクリエート村上に事務局を構える村上地域老人クラブ連合会とNPO法人村上トリアスロンの年間の電気料等になります。以上であります。

農林水産課長

次に、5節農林水産業雑入の主なものにつきましては、備考7、山北林業センター解体負担金は、山北林業センターの解体工事に係る村上市森林組合からの分担金となります。備考8、堆肥等販売収入及び備考9、堆肥散布料は、神林有機資源リサイクルセンターで製造した堆肥の圃場への散布に係る収入となります。備考10、過年度分きのこ王国支援事業補助金返還金は、平成28年度、29年度に当該事業の補助を受けましたが、借受者が事業の完了前に事業を中止したことによる、事業主体でありますJA北新潟からの返還金となります。

観光 課長

次のページをめくってください。備考欄12、自動販売機手数料並びに備考欄13、地域活性化施設使用精算金は、昨年並みとなっております。

農業委員会事務局長

備考欄14、15、16につきましては、各団体より委託をされたものでございます。例年並みでございます。

地域経済振興課長

続きまして、備考欄1の各種大祭臨時電灯設備料につきましては、村上・瀬波・岩船の大祭に関して、臨時露店の出店の際に必要な電灯設備の使用料となります。続きまして、備考欄2の村上大祭臨時ごみ収集使用料につきましては、村上大祭におけるごみ収集所の使用料として各露店から徴収した経費になります。続きまして、3、信用保証料返戻金については、月々の信用保証料の補給に対して、返戻額が多かった際に返戻金として処理した額となっております。続きまして、4のプレミアム商品券販売収入につきましては、令和6年6月中旬から販売したプレミアム商品券1万9,697セット分、9,848万5,000円と、令和7年3月末から販売した商品券1万9,692セット分、9,766万円の販売収入となっております。なお、いずれも1枚500円の券を12枚1セットとして販売し、商品券1世帯当たり4セットまで、2万セット分として販売しておるところであります。なお、令和7年3月末からの販売分については繰越しをし、今年度8月末までの使用期間として取扱いをしておるところでございます。以上です。

観光 課長

備考欄5から10の観光関係の雑入につきましては、記載のとおりでございますが、ほぼ昨年同様の内容となっておりますので、説明を省略いたします。7節土木雑入、備考欄1、公衆電話取扱手数料は、道の駅神林に設置している公衆電話の手数料3,870円であります。

歳入

### 第13款 分担金及び負担金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第14款 使用料及び手数料

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第15款 国庫支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第16款 県支出金

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第17款 財産収入

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 第18款 寄附金

(質 疑)

姫路 敏 今説明で、ふるさと納税の件なのですが、観光課のほうから3万5,660かな、1億9,000万円、約2億円ぐらいの増になるということでございますけれども、2億円ぐらいの増になったということでしょうか。

観光 課長 はい、そのとおりでございます。

姫路 敏 今、年度途中なのですが、ふるさと納税の状況的からいうと、今年度の決算を超えそうな形で進んでいますか。

観光 課長 昨年度大きく、2億円近くですけれども、伸びた要因といたしましては、米の需要が非常に伸びたということで、これは全国的な要因だったと認識しておりますが、これが昨年件数として伸びたということでございます。今年度につきましては、年度当初はやはりかなり大きな伸びがございました。金額的に大きな伸びがございましたが、政府がいろいろ介入して、いろんな市場価格を安定化させるというようなところを行ってきたわけですが、やはりそれと比例するように、ふるさと納税の寄附額も少しずつ落ち着いてきているというような感じでございます。

姫路 敏 昨年度の決算では、例えばどこから入ってくる収入が多いですか。さとふるとか、いろいろとあるではないですか。楽天とか。

観光交流室長 一番多いサイトが、やはりさとふるが多いです。

姫路 敏 今政府のほうで、これから裁判になろうとしていますけれども、そういう楽天とかというポイントとかを贈呈するというようなことをなしということになって、今滑り……そういう方向性を出そうとしておりますけれども、そういった影響というのはこの決算上ではないのだからもしれないですけれども、今後いろいろ恐らく考えられるのかなと思いますけれども、その辺どういうふうと考えていますか。

観光 課長 このポイントにつきましては、9月いっぱいポイント付与がなくなるということでございまして、一つ、8月、9月が駆け込みというところが全国的に見られるのかなというふうに感じております。これを契機に、私どもも見本市等に出展いたしまして、村上市産のそういった物品をPRさせていただいておりますし、このポイント付与がなくなった後もそういったふるさと納税にさせていただけるような対策を取ってございます。例えば種類を増やしていくとか、それから村上市産の産物を使った市外の事業者の納税品も加えらるとか、ちょっといろいろふるさと納税を増やす、維持していく、そういった取組を各種行っているところではございます。

## 第21款 諸収入

(質 疑)

姫路 敏 50ページのインバウンド特別体験事業受託収入、これはJR東日本からということで3,000万円が入ってきたと。これは、何かトンネルですか。トンネルというのは、そのままうちで事業をしているのですか、何かそのJRに関しての。ちょっと分からないので、聞いているのですけれども。

観光 課長 この受託金につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、観光庁が主催しているわけですが、そこから民間の事業者、JR東日本企画のほうに委託があって、市のほうにはそのJR東日本企画のほうから歳入があったものであります。市のほうの事業といたしましてはインバウンド向けの情報発信ということで、昨年度雪を組み合せ、高根のほうに行ったり、若林家を使ったり、そういったインバウンド向けのツアーを11ツアーやらせていただいたものでございます。それに対する受託金でございます。

姫路 敏 56ページの備考欄の一番上のほうに自動販売機手数料ってございますが、これはどこかの業者さんに販売、掛けることの本数とか、そんなのではなくて、定額でもらうのですか。

観光 課長 この自動販売機の手数料につきましては、道の駅神林の自動販売機9台分でございます。これにつきましては、手数料率を掛けてこの手数料をいただくのですが、すみません、パーセントまではちょっと今把握してございません。

姫路 敏 いや、私が聞いているのは、1本売れるわけだ、自動販売機ということは。缶ジュースとか何かだと思えるのですけれども。これ1本当たり売れば何ぼになっているのですか、それとも1台当たり何ぼになっているのですか。

観光 課長 これは、1本1本単価が違いますけれども、その単価掛ける本数、掛ける手数料率ということでございます。

姫路 敏 前に私ちょっと話したことがあるのですけれども、月光の雫という村上の水全く売られていない。市役所のところにもないよね。あれだけ一生懸命一般質問しているのに、一本もないよね、あの玄関のところ。

(「生協に売っている」と呼ぶ者あり)

姫路 敏 生協に売っているのですか。生協には売っていたにしても、そこの皆さん来る自動販売機には月光の雫を飲もうと思っても飲めないよね、そこで。だから、そういうのの指導ではないけれども、依頼というのですか、そういうのというのは全然そこに売っているのですか。売っていますか。これは、上下水道課なのでしょうけれども、内容的にいうと。

観光 課長 すみません。申し訳ございませんが、私承知はしてございません。

姫路 敏 こうやって1本当たり何ぼの掛けることのパーセンテージで来ているわけですから、村上市の水というのもやっぱり出せれるように少し促すことも大事なのかなと思いますけれども、収入につながるわけでしょう、結局村上市だって。副市長、どうですか。

副市長 自動販売機で取扱いしてもらえるかどうかについては、そこは市側が協議といたしますか、お願いというふうなことになるのだらうと思いますけれども、先ほど来ちょっと話出てきていますけれども、下の売店でも販売しておりますし、なお市民の皆様には売店で販売していますよというふうな周知も必要なのかなというふうに私聞いていて思いましたし、自販機の業者等の関係については、ちょっとその辺は可能かどうかは協議をしてみる必要はあるのかなというふうに思っております。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。  
（午前11時58分）

---

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。  
（午後0時59分）

河村分科会長 初めに、佐藤憲昭委員より、葬儀のため早退する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。ここで、地域経済振興課長より発言を求められておりますので、これを許します。

地域経済振興課長 先ほど午前中に、令和7年度の補正予算に際して、姫路委員の質問に際し説明しました街路灯の管理について、中央通り商店街の街路灯について、駅前通り商店街と同様に管理していると申し上げましたが、中央通り商店街については商店街組合で管理しておりました。訂正いたします。なお、駅前通り商店街については、駅前通りの改良に際して歩道路面と、あと街路灯などグレードアップをした施工をした経緯がありまして、そのことを踏まえて県と管理について市で覚書を平成10年に締結しておりまして、現状では市で施設の維持に係る経費を支出するほか、駅前通り商店街においても電気料などの一部を負担しているというところでございます。以上であります。

河村分科会長 御了承をお願いいたします。会議を進めます。

## 歳出

### 第5款 労働費

（説明）

地域経済振興課長 それでは、5款労働費のほうから御説明させていただきます。134ページを御覧ください。説明欄の1、労働諸費一般経費につきましては、雇用対策協議会負担金及び労働金庫の預託金等、例年同様の事業実施に伴う経費と、あと企業の人材獲得定着支援に関する経費の支出になっております。なお、人材獲得定着支援については、人材獲得に関する支援を1件、定着に関する職場環境の整備などを4件支援しているところであります。続きまして、2の若年者職業自立支援事業経費につきましては、若年者職業的自立支援事業委託業務として、労働協同組合ワーカーズコープ・センター事業財団にジョブトレや朝活、保護者懇談会を通じた若年の職業的自立に向けた活動を例年同様に進めたものであります。続きまして、その下の説明欄の

勤労者総合福祉センター運営経費につきましては、村上市地域シルバー人材センターへ施設の指定管理料として例年同様の支出となっております。以上です。

姫路 敏 款ごとに説明が終わったら質疑やっていきたいのですけれども。全部終わってから質疑ありませんか、款ごとにというのではなくて。どうでしょうか。

河村分科会長 よろしいですか、それで。

(何事か呼ぶ者あり)

河村分科会長 では、款ごとに進めさせていただきたいと思います。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

### 第6款 農林水産業費

(説 明)

農業委員会事務局長 それでは、135ページ、136ページになります。6款1項1目農業委員会費でございます。備考の1から5まで、例年どおりの事業でございますので、決算的には例年並みでございます。以上です。

農林水産課長 次に、農林水産課所管の事業について説明させていただきます。農林水産課所管につきましては、主要事業及び新規に取り組んだ事業について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、137ページ、138ページ御覧ください。3目農業振興費の備考1から6の中で、備考1、有害鳥獣対策経費の有害鳥獣被害防止対策協議会負担金は、猿用の大型おりによる捕獲実証に係る経費分が昨年度と比べ増額となっております。その下、有害鳥獣捕獲の担い手確保事業補助金は、鳥獣害対策に従事する猟友会会員の免許更新に係る経費の補助及び20名の方が新規に狩猟免許取得等に係る経費の補助となります。次に、備考2、農業振興経費につきましては、139、140ページの上から10個目、就農支援事業補助金、その2つ下、経営発展支援事業補助金及び備考2の一番下、青年就農給付金は、新規就農者への支援に係るもので、市事業の就農支援事業補助金では6名に、国事業の青年就農給付金では2名の方が給付対象となっております。経営発展支援事業につきましては、1名の方が導入したコンバインの購入費に対し補助を行っております。6番までについては以上です。

農業委員会事務局長 7番、機構集積協力支援事業経費につきましては、歳入のほうで申し上げましたとおり、機構集積協力金ということで、中間管理機構の事業契約を通して集積率を上げたということで、5つの団体のほうに交付したものでございます。8番の耕作放棄地対策経費につきましては、1名の新規就農者が遊休農地を解消して、農地としてまた活用できるようにしたことで市のほうから交付をしたものでございます。以上です。

農林水産課長 続きまして、備考9、物価高騰対応重点支援事業補助金は、肥料等の価格高騰対策として、稲作及び畑作農業者に対し支援を行ったものになります。備考11、中山間地域等直接支払交付金経費は、農業生産条件の不利な中山間地域等における農地の維持管理の取組に対し交付される交付金で、村上市の場合は40集落で事業に取り組んでおり、うち3集落で棚田加算というものに取り組んでおります。

観光 課長 141、142ページの一番上、備考欄12、神林農産販売施設運営経費61万6,203円につき

ましては、例年並みとなっております。

農林水産課長 続きまして、4目畜産業費については、備考1、畜産振興経費の村上牛生産振興対策事業補助金は、村上牛出荷経費支援として、村上牛の認定牛282頭及び繁殖牛1頭の導入に係る補助金であります。備考3、物価高騰対応重点支援事業補助金は、飼料高騰対策として畜産農家に対し支援を行ったものでございます。次に、5目農地費については、備考1、農地等経費の測量設計等委託料は、瀬波排水機場の保全計画作成業務及び二千刈ため池廃止工事に伴う地盤変動影響調査業務等に係る委託料で、工事請負費につきましては二千刈ため池廃止工事及び猿沢団地1号揚水機圧力タンクの改修工事ほか4件分でございます。次に、143、144ページ御覧ください。備考4、農地・水保全管理支払経費では、農地維持・資源向上等の取組に対し交付される交付金で、市内140組織が事業に取り組んでおり、うち24組織では田んぼダムの取組が行われております。次に、145、146ページ、6目農山村振興事業費については、備考1の上助湧コミュニティセンター経費から備考4、農村公園等経費は、各施設の管理運営等に係る経費であります。

観光 課長 備考欄5、朝日まほろば夢農園経費281万4,015円につきましては、昨年並みとなっております。

農林水産課長 備考6、有機センター経費につきましては、施設の管理運営及び肥料の散布等に係る経費となっております。

観光 課長 147、148ページを御覧ください。備考欄7、交流の館「八幡」経費でございます。交流の館「八幡」経費907万9,000円につきましては、令和6年度の指定管理料で、人件費、光熱費等の値上がり分が考慮された金額となっております。

農林水産課長 次に、2項林業費についてですが、2目林業振興費、149、150ページのほうを御覧ください。備考3、間伐推進経費の間伐推進事業補助金は、8事業体の実施した約163ヘクタールの間伐事業に対する補助金であります。森林作業道整備事業補助金につきましては、7事業体の整備した1万1,552メートル、11.6キロの作業道整備に対する補助金となります。次に、備考5、造林推進経費の再造林推進事業補助金は、6事業体が行った17.08ヘクタールの再造林事業に対する補助金となっております。次に、備考6、地域林業活性化事業経費では、こちらの中段、林業PR促進業務委託料は、木育活動の一環として村上市の森林、林業のよさや役割を広く知ってもらい、林業の発展と人材の育成、次世代への継承及び木材の地産地消を推進することを目的に、林業関係者の若手で組織しております次世代の集いと共同でテレビ・ラジオ及びSNSを活用し、情報発信を行った事業となります。その下、木育推進業務委託料は、木育インストラクターの養成及び養成したインストラクターのフォローアップ研修の開催に係る業務、及び木育の教材として林業を題材とした絵本の作成業務に係る委託料となっております。そこから8個下になりますが、新潟県森林整備推進協議会負担金は、航空レーザー計測に係る経費で、令和6年度につきましては、新潟県が窓口となり、県内の市町村が協議会を設立して一括で発注することで事業のほうを実施させていただきまして、その事業に係る部分を協議会の負担金として支出したものであります。そこから3つ下になります。森林整備等推進事業補助金は、再造林事業1事業体、里山林の整備1団体と1事業体、林業専用道等の整備1事業体、林家・林業技術者育成につきましては1個人と4事業体、高性能林業機械導入につきましては2事業体、林業機械レンタル事業につきましては2事業体にそれぞれ支援を行ってございます。次に、備考9、森林・山村多面的機能発揮

対策交付金事業経費は、森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対し支援するもので、村上市におきましては8組織が取り組んでおります。次に、151、152ページ御覧ください。3目林道維持費の備考1、林業施設経費の工事請負費につきましては、山北林業センターの解体工事に係る経費となっております。備考2、林道改良経費の測量設計等委託料は、林道獅子ワ沢線で地滑り調査を実施した経費となっており、工事請負費については、林道山熊田雷線の改良工事を実施しております。次に、3項水産業費の1目水産業総務費につきましては、備考1、水産業振興一般経費の水産多面的機能発揮対策負担金は、水産業、漁村の多面的機能の発揮に資する環境生態系を維持・回復させるための取組に対し支援するもので、2団体が取り組んでおります。令和6年度につきましては、これまでの三面川環境保全の会に加え、荒川水系保全の会が活動を始めております。水産振興事業補助金は、漁協の山北支所のプレハブ冷凍冷却設備の導入に係る支援となります。次に、2目水産業振興費につきましては、153、154ページを御覧ください。備考1、三面川河口漁業施設経費の工事請負費は、三面川河口付近の河床に土砂等が堆積し、漁船の航行に支障を来しているため、河床の掘削を行ったものであります。備考2、イヨボヤ会館経費の工事請負費は、種川の河道掘削工事及びイヨボヤ会館のオイル地下タンクのFRPライニング工事を行ったものであります。備考3、物価高騰対応重点支援事業経費は、資材高騰対策として、漁業者に対し、漁箱の購入に係る経費について支援を行ったものでございます。次に、備考4、放流・資源確保事業経費の工事請負費は、三面川のウライに設置している落とし籠周辺の水位が確保できないことから、籠の上流側にブロックを積んで水位を上げるというような対策を取った工事となります。ほかに例年各漁協が行っている放流・増殖事業に対する稚魚購入・放流事業費補助金のほか、サケ不漁緊急支援事業補助金として、鮭産漁協に対し、令和5年度に続き、鮭が記録的な不漁となったことにより、不足した卵の確保に係る経費の支援を行っております。次に、3目漁港管理費の備考1、漁港管理一般経費の工事請負費は、脇川漁協照明設備の交換工事を行ったものでございます。次に、4目漁港建設費の備考2、漁港施設整備経費、繰越明許分の測量設計等委託料は、中浜・府屋・桑川漁港の防波堤保全工事に伴う調査検討業務の委託料で、工事請負費は桑川漁港防潮施設の再塗装工事及び中浜漁港第2防波堤の保全工事分であります。

(質 疑)

姫路 敏

これ見ながら、ちょっと私のほうで進めたいと思うのですが、最初に138ページの有害鳥獣対策事業ということでございますけれども、これ有害鳥獣被害防止対策協議会負担金ということで721万7,000円をいわゆる負担したよと。この負担金の内容とか、収支というのは上がってきているのですか。どんなふうなのですか。

農林水産課長

この協議会につきましては、事務局は農林水産課で受け持っておりますので、うちのほうで支出部分については管理させていただいております。ですので、決算書についても、この協議会についての会長は市長となっておりますので、毎年監査も受けた中で、総会……決算等については承認いただいているところであります。

姫路 敏

これは、行政以外に、村上市以外にも、では何かしらの会費とか、そういったものが入ってきているのかなと思いますけれども、割合的にはどんなですか。

農林水産課長

ほかに農協さん、共済さんのほうからいただいておりますが、額的には市のほうが

断然多いような形になっております。

姫路 敏 どのぐらい、全体で幾らの収入で動いているのですか。

農業振興室長 村上市以外の構成員は、先ほど言いましたとおり、JA北新潟とNOSAIになりますが、ちょっと割合はあれなのですが、農協については50万円、NOSAIについては1万円ということで負担金をいただいております。あと、決算につきましては、収入として実際決算書は5,200万ほど上がっていますが、借入金という形でちょっと運用する部分がありますので、実質国の交付金を入れながら3,700万ほどの入があって、相当する額で支出を行っているという形になります。

姫路 敏 そうすれば、後でもいいので、その収支ちょっと拝見したいのですが、これは可能ですか。

農林水産課長 可能です。

姫路 敏 それと、鳥獣被害対策実施隊員報酬ということで5万4,000円ほど上げられているのですけれども、これはどういったような形での報酬なのですか。

農林水産課長 こちらについては、熊等が出没した際に人的被害が及ぶ危険性があるという判断の中で、猟友会さんのほうに出動いただいた際にお支払いするものになります。

(何事か呼ぶ者あり)

農林水産課長 猟友会のメンバーさん。

姫路 敏 熊もそうなのですけれども、全体的に、前回猟友会と懇談会というか、意見交換したときに、猟友会のほうでも、一部かもしれないけれども、消防団みたいに、いわゆる月額幾らとか、出ていったら何ぼとかって、消防団って結構そういうところしっかりしているのですけれども、そういったようなことが行われると、猟友会に入られる方も今後そういう部分でPRできるのかなと思うのですけれども、捕って幾らみたいなどころだと思うので、捕獲して何ぼだみたいな、その辺は今後どんなふうにお考えですか。

農林水産課長 そちらにつきましては、基本的にパトロールですとか、そういう日々の出動については、決算書の中でありますように、有害鳥獣駆除委託料という形で猟友会さんのほうとその部分については委託契約を結ばせていただいております。ですので、一応その中で今言った出動ですとかという部分については、猟友会さんの中で対応していただいているというところになります。ただ、今年度、実際そうなのですけれども、熊の出没、捕獲頭数が大幅に増えております。委託費の中では少し賄い切れないというふうなところのいろいろ御意見もありましたので、熊駆除につきましては、ある一定数を越えた部分については別建てで対応させていただくということで今年度については対応をしております。あわせて、出動する際に、今消防団という話がありましたが、消防団と同じように勤務時間内での出動だったりという部分も多々ございますので、そこら辺については特に建設業の部分に限った話にはなるのかもしれないけれども、契約の際の点数、消防団であれば消防団が出動することに対する加点というところがありますので、それも前回の懇談会の際に御提案いただいた内容ではありますが、財政課のほうに要望をかけて、来年度からそういった対応をしていただく事業所については加点になるような、点数がつくような形での変更をお願いして、来年度からそういうふうな形になるようなことで今進めさせていただいております。

姫路 敏 決算上、何とかの報酬なんていうのが非常に低いものですから、ちょっと心配していたところがあるのですけれども、次に、俺ばかりしゃべっていて……

富樫 光七 今の有害鳥獣対策についての質問なのですが、去年でしたっけ、関口とその河内にイノシシと猿の一括採捕のわなを仕掛けたのですが、あれの成果はどのようになっていますでしょうか。

農林水産課長 猿については、春のときにも御報告させていただいているとおり、ある程度成果は上がっているということで認識しておりますし、ただ春以降の部分につきましては、猿もなかなか……まだそんなに大きなあれでないものですから、今そのまま設置はしてありますので、あそこ柿の対策でというふうなことで設置させていただいた部分はありますので、今後また同じような形での捕獲というふうな形が出てくるかと思っております。猿の大型おりについては一定の成果があったというふうには認識しております。イノシシについては、河内のほうに設置をさせていただいていますが、ただやはり警戒心が強いというか、人間の臭いであったりとか、いろんな部分に慣れさせるという部分でまだ捕獲というところまでは至っていないというのが現状になります。

富樫 光七 期待はしているのですが、あの設置の方法を見るともう現場組立てみたいなので、あれをよそに、例えばさっきの猿の話ではないですが、猿は一定数捕まるとそのグループというのはもう勉強して、そこから多分そのグループは来ないと思うのです。とすれば、それはまだ被害のあるところいっぱいあるわけですから、本当は移動して使えるような組立て式のやつを考える必要があると思うのですが、その辺のことは何か資料的に勉強していますか。

農林水産課長 今回関口に据え付ける際にも、基本的には移動式という、移動ができるもの、解体できるものというふうな発想の中で設置はさせていただいたのですが、既存のものを買ってきたとかという、出来合いのものを持ってきたというのではなくて、現場で手探りでちょっと設置をさせていただいたという経緯がありまして、その過程の中でいろんな対策を取っていくと、なかなかすぐ解体してよそに持っていけるというふうな品物でなくなったという部分は正直なところあるのかなと考えております。なので、今後については、基本的には今言ったように移動、ほかの場所にもそれを移設できるようなものというふうな認識で導入した施設でもありますので、今後そこら辺については、今改めて神林のほうにも1基設置する予定でありますので、その辺は昨年の結果を踏まえた中でちょっと検討させていただきながら設置させていただければなというふうに思っています。

富樫 光七 今関口と河内に設置してあります猿とイノシシのオりの工事費なのですが、それはここに計上されていますか。

農林水産課長 猿の大型おりについては、今回負担金が増えた部分については、猿の大型オりの設置に係る部分というふうなことでお話をさせていただいていますので。設置に係る経費については192万5,000円。

(「イノシシのほうも」と呼ぶ者あり)

農林水産課長 イノシシは今年度になるので、ある程度神林分会の方の御協力をいただきながらという形なので。ちょっと細かい数字今ちょっと持ちなかつたので、申し訳ないですが、約50万ぐらい。

三田 敏秋 農業委員会さんにちょっとお伺いしますが、140ページの機構集積協力金、5団体に1,787万8,900円ということなのですが、団体と交付額、協力金の交付、ちょっと分かたら教えてください。

農業委員会事務局長 村上地域で大月のほうで195万5,000円、柏尾で344万1,200円、神林地域で下

助湧という集落ですが433万1,800円、同様に神林地域の郷清水という法人のほうに638万1,200円、荒川地域で切田のほうに176万9,700円ということで支出をしております。

三田 敏秋 その関連でお聞きしますけれども、今、後継者不足、あるいはそれによって中間管理機構のあれでどういうふうな方向にいつているのか分からないけれども、昨今、昨年から非常に米価が高騰したというか、異常な状態で、私どもも考えられないような数字が、今年度は特にあれなのだけれども、昨年来そういう状況にあるけれども、中間管理機構を通じての貸借含めて、どういう傾向に今あるわけですか。非常に進んでいますか、こういう米価の状況を踏まえて。

農業委員会事務局 局長 米価の状況を踏まえて、契約のほうということでしょうか。米価は関係なしに、今年の3月31日で法改正しておりますので、新たな契約をする場合にはもう中間管理機構を通していただく契約に移行しておりますので、米価がどうのこうのというよりも、契約体系が今変わってしまったということで、今後基盤強化の部分については切れたときに更新はできるのですけれども、新たな人になる場合にはもう適用されませんので、みんな中間管理機構に移行していくというふうになっております。ですので、米価がというよりも、法律的にも改正、制度が変わってしまったということで御理解いただきたいと思います。

三田 敏秋 今度は、もう中間管理機構を全て通さなければ契約が成らないということになるわけですか。

農業委員会事務局 局長 契約は、農地法の3条もできます。現行のまま更新をする、基盤強化今まで、法はもうなくなっているのですけれども、現行のまま引き継いで、同じ人が耕作をするという状態であれば期間の更新はできますので、そのまま契約はできるような形になります。厳密に言うと3種類ある形にはなりますけれども、新たな契約に移行する場合は、もう中間管理機構を通していただくというふうな方向に進んでいくこととなります。

三田 敏秋 以前は契約する方がいないというような状況があつて、耕作放棄地が増えていくような状況が見られましたけれども、私聞くのは、昨今非常に米価があれて、いわゆる耕作者が多くなっているか、その辺ちょっと農業委員会の所見としてお聞きしたいのですけれども。

農業委員会事務局 局長 米価が上がったという状況はあるのですけれども、基本的には耕作者は減っていつているというふうに私は認識しております。

三田 敏秋 142ページ、村上牛の生産振興対策事業補助金、多分私の認識ではA4とA5の認定牛に交付されておりますけれども、昨年度の実績は何頭ぐらいですか。

農林水産課長 昨年度の実績につきましては、A5、A4合計で282頭になります。5等牛が229頭、4等が53頭というふうな形になります。

三田 敏秋 ブランド牛だということで、しっかりと市でも支援していただいていますけれども、村上牛全体としてはどういう推移で流れていますか。増頭していますか、それとも減少していますか。

農林水産課長 令和5年度が出荷頭数一時下がりました。というのも、1経営体の方がそれ以前にちょっと病気されて導入を控えたという経緯があつて、令和5年度は下がりましたが、今はまた令和4年、3年当時に、大体毎年約300頭前後というのが一つのずっと来ているところなので……

(「出荷ね」と呼ぶ者あり)

- 農林水産課長 はい、出荷。それに戻りつつあるのかなというふうなところはあります。ただ、一般的に肥育農家さんが高齢化してございますので、後継者という部分については、今後これがずっと維持されるかという、今言った後継者問題も含めて解決していかないとならない部分は多いのかなというふうには認識しております。
- 三田 敏秋 ふるさと納税の返礼品としても好評を得ているということだけでも、なかなかそれすらも続かないというような話をしているので、今課長から後継者の問題ということであるけれども、やっぱり課題を解決していかないと右肩上がりにはならないと思うので、その辺の今後の増頭に向けて、課題解決のために施策を打っていくべきかなと思うのだけれども、その辺はどういう見解をお持ちですか。
- 農林水産課長 この辺につきましては、JAさんと一体的な形で事業のほうは進めていきたいとは考えておりますし、実際に対策も既に……今からでもちょっと遅い部分も正直あるのかなとは認識しておりますが、今いる経営体の技、技術も含めた形での継承というような形で、いろんな形の後継者育成というようなことを事業を展開はしていかないといけないと思っておりますし、令和8年度以降その辺の事業を少しメニューの中に入れていただければなというふうには考えております。
- 三田 敏秋 今やめていかれる方の牛舎を活用してというように私ちょっと聞き及んだのですけれども、空き家対策ではないのだけれども、そういう観点からもそういうふうに意欲を持って、人の牛舎を借りてやっていこうと、そこまでやって、そして人も雇用してというようなものが見られるので、そういうことに関しては、多少借り賃を2分の1であるとか、3分の1であるとか、応援というような意味においてもやっぱり支援するべきかなと私自身は思っているのですけれども、その辺はどうですか。
- 農林水産課長 実際今年度、うちらもその辺第三者継承というような形で、今経営をやられている方のところに従業員というような形で入っていただきながら、その方の肥育方法ですとか経営方針も含めた形で、将来的にはその施設、今肥育している牛も含めた形で譲渡していけるような仕組みをつくれればなというふうには考えておるところでありますし、正直今年度春に1人農業大学校を出られた方が入られたのですけれども、うちのほうの体制が間に合っていないくて、うまくその辺の支援ができなかったというところは反省すべきところなのかなと思っておりますので、先ほどお話ししたように来年度に向けた形で、そういった部分についての制度設計なんかも進めていければというふうには考えております。
- 三田 敏秋 御存じのように、平成8年か、共励会で日本一になってから、村上牛2頭、全国共励会でチャンピオン牛を出して、そしてブランドというようなことで、全国的にもブランド牛に認定されているのだけれども、今新発田が新発田牛として攻め込んでおって、そして単価も村上牛より安いというようなことで消費もかなり喚起しているような状況にあるので、ぜひとも村上牛が消えるようなことのないように、しっかりと支援策を立てていただきたいと思いますがいりますが、よろしくお祈いします。副市長から一言。
- 副市長 1番委員おっしゃるとおり、村上牛、大事なブランド牛でありまして、観光コンテンツでもあります。ずっとこの間、肥育牛に対しては支援をしてきましたけれども、今ほどの課題、いわゆる担い手問題の今後解消というふうなこと、それから第三者がここに入っていくというふうなところについても、うまく事業が継承できるような仕組みをこれから考えていきたいというふうには考えておりますので、よろしくお祈いしたいと思ひます。

姫路 敏 今のところなのですが、予算……予算というか、予算的に起債が1,950万円。この起債というのは、どういった内容の起債ですか。

農林水産課長 そちらについては、過疎債が充てられております。

姫路 敏 あと、一般財源で150万8,000円と、あとその他で100万円というのがございますが、このその他の100万円というのはどこから来ているやつですか。

農林水産課長 そちらにつきましては、ふるさと応援基金から充てられております。

姫路 敏 それで、村上牛としての定義というのはどんな内容ですか。

農林水産課長 今村上牛として生産しているのが、村上市内の農家さんと胎内市のほうで2経営体の方が村上牛という形で出荷されております。村上牛というふうに認定されるのが、5等級、4等級に格付された牛が村上牛と。黒毛和種の牛で、この地元の村上市で生産された牛で、出荷後に屠殺後に肉質等々で判定される5等級、4等級に格付されたものが村上牛という形で市場に出回るといふような形になっております。

姫路 敏 村上牛は、ここで生まれたのが、村上のところで生まれたのが村上牛なのですか。

農林水産課長 村上市で肥育された、育てられた牛が村上牛という形になります。皆さん繁殖牛から生まれた子牛から肥育される方もいらっしゃいますが、大半の方は県外の市場のほうから導入してまいります。大体7か月ぐらいの子牛を買ってこられて、そこから月齢で約30か月ぐらいまで肥育をした上で出荷するといふ形になっております。

姫路 敏 生まれた牛といふのは何か月の牛。そして、その飼育は30か月以上なのですか。

農林水産課長 子牛としては、大体導入されるのが7か月ぐらいの子牛を買ってこられます。生まれてから大体30か月ぐらいになるまで肥育します。なので、7か月たっていますから、こちらの村上市の農場でいる期間といふのは大体23か月。

姫路 敏 その2年を超えるとどうなるの。例えば3年で出荷すると、その1年後に出荷するといふのは、これは大丈夫なの。

農林水産課長 技術的には可能なのかもしれませんけれども、正直言いますと肉質を求めていくと、牛の健康からするとよくない状況、無理させているという状況なので、それ以上の肥育月数になると疾病等、病気等にかかるというリスクが高くなるので、皆さん方はそこまでは肥育はしないです。

姫路 敏 前に飛騨牛の視察に、随分前ですけれども、もう20年も前の話で言いますけれども、飛騨牛がなかなか普及しなくて、北海道の牛を飛騨で飼うということで、北海道で生まれたやつで、北海道で1年ぐらいかな、飼った牛を飛騨に持ってきて、そこで飼育すると。それは、北海道の牛だろうって。でも、飛騨牛として県が認定したのです。育てている期間がやっぱりそれなりの期間で。ということを導入したら、相当な飛騨牛が増えたのです。飛騨牛として。そして、すごくブランドとしても高くなったし、育て方そのものが飛騨の育て方なのでしょうけれども、結局私何言いたいかというと、飼育でこれで、いや、予算がない、高齢者だというような問題でなかなか進んでいかないようであれば、またそこもそういう問題に達したわけです。それを解決したのがそういうこともあったので、そういうところもちょっと研究していただいて、よその牛になるかもしれませんけれども、飼育期間はきちんと村上牛としての定義の中で1年は村上で育てるのだよということになれば相当数ちょっと違ってくるのかなと思うので、ちょっと研究してもいいのかなと思うのですが、どうでしょうか、その辺。

農林水産課長 その辺については、研究という部分については必要かと思えます。ただ、牛の肥育の段階で、要は月齢によってやる餌ですとかが微妙に違ってきていて、そこら辺が

やはりこの月齢のときにはこういう餌をどのぐらいやってとかというふうな形で今の村上牛の肉質を育ててきているといったところがありますので、1年だけでというよりは今言った7か月のところから順次いってというようなところが、やっぱり技術的な部分とすればそういう部分は譲れないというか、崩せない部分も出てくるのかと思いますので、その辺はちょっと私らは専門ではないので、肥育農家さんと農協さん等含めて、今後村上牛の維持・増頭というふうなところを目指した中での方策として何ができるのか、今姫路委員から提案あった内容も含めてちょっと検討はさせていただきたいと思います。

姫路 敏 取りあえず村上牛としてそこで仕入れるので、それに対しては餌はこうですよ、何々はこうですよという制約もある程度出した上でよその牛、そして村上牛としてあれで、村上で育てるのは今言ったように2年間を育てているというのですから、それを1年間で育てて出荷できる体制が取れるということも一つなので、これがいいのか、悪いのか、これはそんないちゃもんみたいな、そんなよそのものみたいなことできるかよと言われればそれまでなのですけれども、そういうようなことでの育て方でのいろいろな悩みがあるのであればそれも一つかなと、こういうふうに思いました。答弁はいいのですけれども。分科会長、いいですか、1つ。140ページの備考の11か、中山間地域等直接支払交付金事業ということで、ここでは1億676万3,000円ということでの支出をしているということでございます。一般会計として見れば、2,795万円を投入して中山間地の40集落に出している。この40集落に出しているということでの、その出した先での収支、どんなふうに使われたのかということでは上がってくるのですか。

農林水産課長 こちらについては、国事業でもありますので、しっかりと毎年実績報告という形で書類のほうは報告いただいております。

姫路 敏 その内容も見れますか。何々集落でこういうふうに使ったという内容。

農林水産課長 書類については、本庁の庁舎の中にあるのは村上地区での取組されている集落協定の分がありますので、それは今日でもお帰りの際お見せすることはできますが、あとほかの荒川、神林、朝日、山北でやられているものについては、それぞれ各支所のほうで保管していただいておりますので、そちらのほうで見ていただくような格好になろうかと思えます。

姫路 敏 私の言うのは40集落全部です。ここの集落に幾らやって、こういうふうに使われて、今残金幾らある、通帳も見たとよいうやつです。そういったようなものが40集落全部のものが見たいのよ。確認したいの。できますか。

農林水産課長 もしそれであれば、時間をいただければ、各施設のほうからこちらのほうに届けてもらった中で、準備ができ次第連絡させていただきます。

姫路 敏 その収支に関してみれば、領収書等の添付もして、しっかりと分かるような形での収支がなされていますか。

農林水産課長 はい、されております。

姫路 敏 分かりました。では、後日ちょっとそれ拝見させていただきたいと思いますが、お願いします。分科会長、もう一ついいですか。150ページの村上市産材利用住宅建築奨励事業として914万円を支出しております。その中にその他910万円の収入がございますが、このその他というのはどこから来たのですか。

農林水産課長 それは、ふるさと応援基金になります。

姫路 敏 その他はふるさとなのだ、全部。

農林水産課長 大体そうです。大まかそんな感じです。

姫路 敏 これ市産材を使うということでの利用に対してのいわゆる補助金ですか、36件となっておりますけれども、これは全体事業としてみればどのぐらいの事業になっているのですか。交付していたのは914万円ですが、全体はどのぐらいの事業になっておりますか。

農林水産課長 こちらは、それぞれの申請者が建てられる住宅ですとか、そういったところで村上市産材を使われた量を基に交付金の額が変わってきますので、申請いただいた金額をそのままお支払いしているのです、事業全体となるとどういった数字を想定した形で答えさせていただいたら……

姫路 敏 補助金、これ何分の何の補助金なの。上限幾らで。

農林水産課長 購入費が50万円以上の20%、上限が30万です。プラス30万。要は、補助金の金額の上限が30万になります。

姫路 敏 ということになれば、全体の事業が分からないと補助金なんていうのは出せないわけだから、本来は全体で36件の総事業としてみれば、例えばの話を言いますけれども、1,500万のうち914万円を出したよとかというものがあれば。

農林水産課長 すみません。今幾ら金額でというのはちょっと出ていなくて、今うちがデータを持っていたのが材の使用量という形のデータしかちょっと持ち合わせていなかったのです。すみません。

姫路 敏 というのは、36件って相当数あると思うのです、逆を言えば。というのは、この補助金の条件をもう少し多くしてやるともっと来るのではないかと。もっと来るイコール市の産材が使われるということですから、だからそういう考え方を少し取ってもいいのかなと思うのです。この決算上だと、今言ったように50万以上20%、30万までっていったらどういうことかということ、50万以上20%、20%で30万ということは何ぼだ。100万で20万ですから、百何十万ぐらいしかないわけだ。これをもうちょっと引き上げると相当数出て回って、逆に言うと経済効果も上がるのではないかとということもあるので、ぜひ来年度に向けてちょっと検討してみてもどうかと思っておりますけれども、いかがですか。

農林水産課長 そちらについては、市産材……地産地消という部分も含めて進めていかなければいけない部分ではありますので、その辺について検討させていただきます。

姫路 敏 152ページの水産業振興事業、説明欄の1になってくるかなとは思いますが、ここしかないのだろうなということで私は見たのですが、どういうことかということと昨日、おとといも三面川の流木のこと、それをいわゆる処理するような予算というのは全く出ていないし、出ていないということは決算にも出てこないわけですが、唯一ここで話すしかないのかなと思うのですが、先般も遊漁船ですが、ペラ壊してしまいました。流木は、海上に頭現れている分は避けて通れるのですが、50センチぐらい沈んでしまうと見えないのです。そこ船行くでしょう。そうするとペラ壊してしまうの、スクリューを。それで、非常に危ないということで、いわゆる漁業者のほうからもお話があり、そして確認取っていただいたと。三面川は2級河川なので、いわゆる高根の辺り、あの辺、市内の山の辺りから流れてくるのが入ってくるわけですから。ところが、最近の大雨で非常に流木が多いのです。その流木が全て河川の横のほうにたまってしまふ。河口のほうにたまってしまふ。それ除去するという予算も何もない、決算も。どうにもならないから、県のほうにお願いしたって、県もどうにもならない。何を言いたいかということ、どうにもならないのです、それ。

それで、海のほうに流れていったものを網ですくい上げるか、何か網というか、それで浜のほうに寄せて、そこで引き上げるか。大字瀬波地区の場合、盆前と盆後に浜の掃除しますけれども、流木だらけです、最近雨が多いので。これが漁業者が怖いわけです。だから、そういったようなことがこの予算の水産振興事業補助金等なんてここにいろいろ書かれておりますけれども、全く、それに似たようなのが何かありますか、ここに。

農林水産課長 すみません。河川の部分については、先ほどおっしゃるように2級河川、県管理の河川になりますので、なかなかちょっとそこら辺ではあれなのですけれども、港湾、海のほうの部分については網にかかったものですか、港のほうに持ってきていただくとそれを処理するというふうな事業をうちのほうでもやっておりますので、そういうものを活用していただくというのが一つなのかなと思います。

姫路 敏 そんなの誰がそのところまで持っていくのか分かりませんが、岩船港の場合は石川でしょう。石川だから、ほとんど流木なんてないのです。そういう危険性というのはほとんどない。だから、流れてくるのは私らの……私らというのは言い方が、三面川から浮かんだのがあっち側のほうにも行ったり、荒川から流れてきたのが行ったり、荒川もほとんどないのです。というのは、あそここのところにダムがあるから、大体あそこで拾えるから、そこから下というのはほとんどないですから、流木なんていうのは。もう三面川だけなのです、流木だらけになるの。これは、そんな小さな予算、決算の内容でもそんな、それ来ればつけるのではなくて、何か根本的なところから変えないと。みんなそうではないですか。瀬波の船だまりのところにヒ素が来てみたり、みんなあそこにたどり着いてくるわけだ。だから、ちょっと今後もう少しできることを村上市独自でも考えてもらって。この前お願いしたのは、上からドローンで見てくれと、雨降りの後に。だから、そこまでのことをちょっと今後考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

農林水産課長 状況のほうについては確認させていただきながら、可能なもの、何が可能なのか、何ができるのかという部分についてはちょっと検討させていただければと思います。

姫路 敏 次、154ページ、同じく備考の4なのですが、稚魚購入ということでやられていますが、何匹放流いたしましたか。

林業水産振興室長 令和6年度の実績ですけれども、一応3漁協のほうで放流してまして、三面鮭産漁協が106万1,500匹、あと荒川漁協が65万3,180、大川漁協が47万6,253、合計で百……稚魚の放流ですね。すみません。稚魚ですよ。

(「稚魚の放流だよ」と呼ぶ者あり)

林業水産振興室長 鮭のほうの稚魚の放流の合計ですが、219万933匹です。

(「219万。これは全部でね」と呼ぶ者あり)

林業水産振興室長 そうです。

姫路 敏 そうすると、大川で47万、荒川で65万、それで村上、三面で106万と。これ106万放流して、実績で去年だと5,000だよ。5,000匹しか戻ってこないのか。

農林水産課長 その前までは、約1,000万粒放流していて、今この状況です。なので、昨年度については卵が取れなかったもので、何とかこの数字ですけれども、ふだん鮭が取れているときには基本三面川だけで1,000万粒というふうなことを目標に。

姫路 敏 分かりました。そうすると、確認すると1,000万匹放流して、戻ってくるのはその前は7,000って言ったから、7,000とか5,000匹の話なのですね。

農林水産課長 姫路 敏 なので、最近ですと0.12%ですとか、そういったレベルです。  
その比率からいえば、これは今度100万といえど50匹とか、そんなになるのではない  
ですか。

農林水産課長 今の状況からすると危険性はあるかと思いますが、今までの過去のデータからいき  
ますと一番いいときで1.54%とかという数字の時期もありますので、1%、2%台  
なので、あれですけども、なので、自然相手のことになりますので、4年後を見  
てみないとというのが正直なところですよ。すみません。

姫路 敏 分かりました。取りあえず今の状況からいって、非常に厳しいということなの  
ですな、皆、全てが。分かりました。ありがとうございます。それだけです。

富樫 光七 さっき姫路さんのほうからも話が合ったのですけれども、補助金で中山間地域地直  
払いというやつと多面的機能云々という2つありますけれども、あれの違いと、そ  
れを例えば各集落ごとに配布するというか、計算しながらもちろん配布するの  
でしょうけれども、そのときの管理者の指定の仕方はどういう方法で決めていますか。

農林水産課長 それぞれ各集落ごとに協定を結ばさせていただいているので、そちらのほうで集落  
協定ごとに代表者という部分を選定いただいた上で申請のほうをいただいております  
ので、そういう方に対して事業の内容が適正というか、踏まえて交付させていただ  
いております。ですので、誰がいいとか、誰が悪いとかという……こちらから指名  
ではなくて、あくまでもその協定ごとに申請者、代表者がいらっしゃいますので、  
その方の名前ですべて協定名で申請が上がってきていると、それに対して交付さ  
せていただいているという形になります。金額については、取組面積、基本的な面  
積に単価を掛けてという形になりますので、それぞれの協定ごとに取組エリアとい  
うのがそれぞれ申請の段階で計画されますので、面積に応じた形で単価を掛けて金  
額のほうは決定させていただいております。

富樫 光七 今言った代表者という話、代表者というのはどういうふうに選びますか。農業者で  
すか、それとも区長とか云々という尺度ですか。

農林水産課長 そちらは、こちらから誰にしてくださいというふうな御指名はしないので、それぞ  
れ今言ったように、集落の中で話し合いの中で決めていただいているというふうな形  
で認識しております。

富樫 光七 中山間と多面的というのは、もう相当年数多分継続してやってもらっている  
ので、ありがたいのですけれども、どのくらい長くやっていますか。

農林水産課長 中山間につきましては、昨年、令和6年で5期対策が終わりましたので、1期5年  
で計算しますと25年になります。多面的については、たしか平成18年か19年から始  
まった制度になりますので、十七、八年というふうな形になろうかと思っております。

富樫 光七 その管理者のさっきの、私も何か姫路さん痛いところついたなと思ってさっき話聞  
いていたのですけれども、管理者って言っていましたっけ、協定者って言っていま  
したっけ。

(「協定の代表者」と呼ぶ者あり)

富樫 光七 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

---

---

---

(何事か呼ぶ者あり)

富樫 光七 そこをしっかりと管理してほしいなと思うのです。

姫路 敏 一応富樫さんの話は話としてあれですけども、取りあえず収支がどんなになっているのかなというところをちょっと私的に公開というか、いただけるのであれば確認を取りたいなど。1つ、田んぼを持っている方が半分、耕作している人に半分というふうなお支払いをしているようなことをちょっと聞いたことがあるのですけれども、その辺お分かりですか。

農林水産課長 まず、1点、先ほどの管理という部分につきましては、毎年県の方を入れた中で抽出検査という形で、その協定の書類の内容については監査、検査をさせていただいております。ただ、毎年、数がありますので、抽出という格好で何集落か、各地区ごとの協定のものをやって、期間内に全ての協定のもののチェックはさせていただいておりますので、内容が制度的に逸脱した内容でないように、場合によっては指導もさせていただいております。その辺は、御理解いただきたいと思います。もう一点、姫路委員の質問になりますが、多面的については個人払いという部分は一切ございませんで、中山間直払いにつきましては個人払いと共同取組という2つの枠組みの中でお金のほうの使途があります。個人払い協定については、各集落協定で全体のお金の中で幾らを個人払い、幾らを共同取組というふうな形で、集落の中の話し合いで決めていただいております。個人払いについては、あくまでも耕作者、要は条件不利の場所で耕作されている方のためという部分はありますので、個人払いについては耕作者にお支払いして、土地所有者についての支払いは基本的には個人払いというふうな考え方の中ではございません。

姫路 敏 分かりました。その辺のところも、しっかりと収支を見れば分かるということによろしいですか。

河村分科会長 4番委員、先ほどの発言……

富樫 光七 では、撤回してください。

河村分科会長 撤回では済みません。発言の内容。

富樫 光七 いや、ただ……

河村分科会長 使途不明金なんていう言葉も出ておりましたので。

富樫 光七 いやいや、使途不明金というよりも、そういうところが集落の中で聞こえるところがあるから、管理者をきちんとやはり教育するというか、指導するということは必要なのではないですかという話をしたいのであって、別に個人的につついてどうしようとか、そんなことを言っているのではないです。

三田 敏秋 手挙げ方式。行政であなた方やりなさいという制度でないのです。集落合意で私もそこに参加するから、やらせてくれという制度なのです。だから、それは集落の問題ありきを使途不明金だとか何とかというのは委員会での問題発言になるから。資料を出してくれるというのだから、それを精査して言うならまだいいけれども、それは問題発言になってしまうと。だから、それは気をつけたほうがいい。

分科会長（河村幸雄君）休憩を宣する。

(午後 2時15分)

分科会長（河村幸雄君）再開を宣する。

(午後 2時25分)

河村分科会長 4番委員から先ほどの発言の内容を撤回するという申出がありましたので、会議録から削除していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

### 第7款 商工費

(説明)

地域経済振興課長 7款商工費、第1項第1目の商工総務費からになりますが、備考1、商工振興一般経費及び備考2の商工総務費職員人件費になりますが、こちら例年同様の執行になっております。続きまして、第2目商工業振興費になります。備考1、中小企業金融制度経費になりますが、こちらにつきましては、先ほど歳入でも申しましたが、制度融資に係る経費として例年同様の経費執行になっております。続きまして、備考2、産業振興対策経費については、産業支援プログラムにより市内事業者の産業振興を図り、市内経済の活性化を目指すもので、令和6年度は31件の申請があり、令和5年度と比べますと5件ほど少なくなっております。これに関しては、予算に対して180万ほど予算残がありまして、こちらのほうにつきましては、さきに閉会中事務調査のほうでもお話ししましたが、今年度事業者に対しての実態調査のほうを進めている中で、その制度自体が実態に合っているかどうか検証を進めてまいりたいというふうに思っております。続きまして、備考3の物価高騰対応重点支援事業経費につきましては、こちらのほうにつきましては先ほど歳入においても説明しましたが、本年度に繰越しをして、8月末まで取扱いをしておりましたプレミアム商品券に係る経費となっております。なお、現状の発行状況に対する換金率は、98%換金をいただいております。市内店舗の割合については市内事業者が67%ほど、市外事業者、市外に本店を置く事業者のほうは33%ほどの状況になっております。続きまして、4の商工団体経費については、商工団体のほうに補助金として支援しています経費でありまして、例年どおりの執行になっております。続きまして、5、住宅リフォーム事業経費につきましては、令和6年度については303件の事業を支援して、事業費として4億1,000万ほどの事業効果というふうになっております。7、伝統工芸振興事業経費につきましては、伝産協会負担金等、例年同様の経費というふうになっております。

観光 課長 備考欄8、物産振興経費201万2,236円につきましては、食材プロモーション事業委託料によりおにぎりサミット関連事業や、現在開催されております大阪・関西万博へのPR動画制作を通じて、本市の食材の魅力を発信する事業を行いました。なお、全体事業費として映画「大名倒産」を活用した観光PRと名産品販売促進PRが終了したため、前年度に比べまして205万5,842円の減額となっております。備考欄9、ふるさと納税経費3億3,628万1,685円につきましては、寄附者への返礼品代、送料、広告料などの経費となります。また、特産品の販路拡大や販売促進を図るため、インターネットサイトの決済手数料やシステム改修の委託料も含まれます。

地域経済振興課長 続きまして、3目露天市場費、備考欄1、露天市場運営経費については、村上・岩船の定期市場の運営経費と、村上・瀬波・岩船の各大祭の臨時露天市場の運営経費となっております。例年同様の経費となっております。続きまして、160ページを御覧ください。4目企業対策経費につきましては、備考欄1、企業誘致経費については、坪根工業団地内にある株式会社アセックの第4工場増設に伴う用地取得助成金と、荒川地域内の旧まろう食品の跡に入居した株式会社ジャパン・フード・クリエイトへの新規雇用促進奨励金などに係る経費と、主にそういった経費となっております。続きまして、備考欄2、定住対策経費につきましては、住宅建設資金として金融機関へ預託した額となっております。続きまして、5目工業団地費の備考欄1、工業団地経費については、敷地内の除草作業に係る経費として、支障木の伐採に係る経費なども計上しているところでございます。

観光 課長 7款1項6目観光費、備考欄1、居繰網漁経費148万2,826円、備考欄2、ゆり花温泉施設経費582万1,405円につきましては、例年並みとなっております。備考欄3、観光振興一般経費8,743万9,764円につきましては、令和5年度に比べまして3,417万1,359円増額となっております。主な理由といたしましては、15行目、観光プロモーション事業委託料による多言語パンフレットの作成や、大阪・関西万博を見据えてのPR記事制作業務委託、新潟酒の陣OSAKAへの出展経費により282万7,688円増額となっております。また、一番下のインバウンド特別体験事業委託料につきましては、歳入のほうでも説明させていただきましたが、本市が持つインバウンド向け観光コンテンツの実証実験を行ったため、3,000万円増額となっております。内容といたしましては、高根での雪・里山体験や重要文化財若林家での日本文化体験、笹川流れの塩を使ったヘルスディナーなど、全11ツアーを行ったものであります。このほか本年度開催しています大阪・関西万博に関する事業費といたしまして、万博首長連合関連事業委託料及び負担金が270万4,746円の増額となっております。備考欄4、蒲萄スキー場特別会計繰出金8,396万8,504円につきましては5,076万8,504円の増額となっております。理由といたしましては、工事請負費といたしまして2級河川蒲萄川護岸改修工事、市道蒲萄5810号線側溝改修工事など4事業を行ったものであります。備考欄5、観光費職員人件費1億67万7,318円は、一般職員12人、臨時職員3人の人件費であります。7款1項7目観光施設管理費、備考欄1、海水浴場経費から、次のページをはぐっていただきまして、備考欄3、あらかわゴルフ場経費までは例年並みですので、説明を省略いたします。備考欄4、みどりの里経費9,147万7,376円につきましては、令和5年度に比べ1,234万5,164円減額となっております。その要因といたしましては、工事請負費の減、空調設備改修工事、休養施設外壁改修工事に係る測量設計等委託料の減であります。説明欄5、村上市民ふれあいセンター経費1億3,933万1,348円につきましては、空調改修工事に伴い、施設の光熱水費、委託費及び職員の配置変更により人件費が減少したものの、測量設計等委託料と工事請負費が増額となったため、全体として5,338万5,410円の増額となりました。

(質 疑)  
姫路 敏

156ページの説明の1、中小企業金融制度の事業ということで、金融機関に委託して、そこから発信されるのですけれども、利用者というのはどのぐらいいらっしゃいましたか。

地域経済振興課長 こちらのほうの制度自体は、産業育成資金と中小企業振興資金、村上市として2つの制度を持ってしまして、産業育成資金については12件、振興資金については19件の利用でございます。

姫路 敏 それと、158ページの未来に向けた住まいづくり推進事業ということで、住宅リフォームなのでしょうけれども、申請件数が303件、うち交付件数が292件、11件のほうには交付しなかったということでしょうけれども、これはなぜ交付しなかったのか。

地域経済振興課長 交付件数が303件でありますので、そのまま……申請件数として、事業経費として303件の事業を支援しということで御説明をさせていただいたところでございましたが。

姫路 敏 いや、ここに書いてある。ここの19ページに。いわゆるリフォームの事業として、申請件数が303件、交付件数が292件になりましたと。合計が2,402万5,000だったのだよってここに書いてある。それについて質問している。これうそなのだからね。まさかうそを書くわけがない。

地域経済振興課長 本件につきまして、303件は申請を受けて交付したということで間違いはないのですが、こちらのほうの292件の取扱いの部分について、いま一度私のほうで確認をさせていただければというふうに思っております。

姫路 敏 そうすれば、303件に交付したということなのであれば、申請した人はどのぐらいいましたか。

地域経済振興課長 申請自体も同様に303件で間違いなくありまして、令和6年度については予算の執行を残した形で事業のほうを終えておりますので、この分についてはそのまま執行しているということになります。

姫路 敏 ちょっと再度確認しますが、住宅リフォームの補助金の補助率とか、そういったものをもう一回教えてもらえますか。

地域経済振興課長 住宅リフォームの補助率については、15%を補助率としまして、通常工事であれば……すみませんちょっとお待ちください……

経済振興室長 補助率は20%、上限は15万円でございます。

地域経済振興課長 すみません。1点あれです。補助率としまして、今言ったのが省エネ分は20%になりまして、通常工事であれば15%になります。上限額が10万円ということになります。

姫路 敏 これもさっきとちょっと、市産材みたいな話にもなるかもしれませんが、これでやってということは非常に、これ前に6,000万だったはずで、住宅リフォームのいわゆる予算というのが。だんだん、だんだん小さくなっていく。この住宅リフォームというのは、非常に経済効果が大きいのです。大工さんはじめ、建設会社はじめ、そこに絡んでいる方々、また従業員さん等々いらっしやいまして、結構経済波及効果の面から見ると大きいというのが現実だと思います。そうやって考えてみると、もう少し予算というか、この補助率を増やせば恐らく件数が小さくなってしまふのかなと思いますので、そういったようなことでの考え方によると、経済のことも考えれば、そして今後の活性化も考えれば、もう少し予算を元のように少し枠を広げていくか何かを考えたほうがよろしいかなと思うのです。その辺はどうですか。

地域経済振興課長 そういった声も、事業者の皆さんとか、実際に住宅リフォームを利用されている皆さんのほうからもお声はお聞きしておりますが、今年度実際に、令和7年度分の住宅リフォーム自体も、今事業終盤になってきましたが、アンケートも取らせ

ていただいております。事業者に対してのアンケートを取らせていただいている中で、実際に昨年と比べて仕事はどうかという、受注はどうかという話でも事業者のほうにお聞きした場合に、増加したと減少したが大体同じぐらいの状況でありました。そして、あんまり変化はなかったということで事業者のほうから回答がありました。というのは、修繕のニーズが高まっている部分もあるけれども、高齢化によって修繕を見送って、今の部分で住んでいくという方もいらっしゃるというところも相反していらっしゃるかなというふうに思っていました。もう一つは、今現在リフォーム自体も随時受付をさせていただいておりますので、ホームページのほうで公開しておりますが、現時点で508件の申請をいただいております。採択をさせていただいて、事業効果としては5億9,000万ほどの効果を上げております。残りの予算額も、4,000万に対してあと250万ほどの残になっております。結構皆さん広く利用していただいているような状況もあるかなというふうに思っております。事業の裾野というか、そういう利用者の皆さんの件数も多くなってきている、裾野が広がっているような状況も、私どもとしてはそういう認識もあるということも御承知いただければというふうに思っております。

姫路 敏 すみません。今年予算は増えたのだからね。今年予算は見えていないので。  
地域経済振興課長 今年予算は、6年と同額、4,000万として計上しています。

姫路 敏 失礼いたしました。ただ、もう一つは補助率というか、それも少し見直しすると、何でそれだけいっぱいあるかということ、やっぱり五百何件か来ているわけでしょう。300から五百何ぼに変わっているわけだから。だから、恐らく大きくそういうところを注目している人が多いということです、イコール。その中での補助率でも関わっていかうかというのがありますけれども、大きなリフォームの事業をなされる方にとってみても魅力の出るような部分をやっぱり少し考えてもいいのかなって思いますので、ちょっとその辺も含めて今後考えてもらいたいなと思いますが、いかがでしょうか。

地域経済振興課長 私どものほうも、そういったところも考える必要はあるかなというふうに思っております。先ほどアンケートを取らせていただいたところでもありましたが、実際に国のほうの今の制度、リフォームに関する補助金もありますし、新築の関係も補助制度はあります。そういったところを利用されている方がいらっしゃる、今の住宅リフォームに関する事業についても結構申請する額がちょっと小規模になってきているというところもあります。実際に使い分けをされているという様子もおありなのかなというふうに、ちょっと推察だけなのですが、そんなふうに感じているところはありますので、うちのほうの制度だけでなく、ちゃんとそういったところも紹介しながら、有効に使っていただくように進めたいというふうに思っております。

姫路 敏 補助率と、あと上限額が小さいから、小さくなっていくのです、全体的に。それは、でも件数が増えればそれなりにとは思いますけれども、その辺はちょっと考えてもらって。もう一ついいですか。158ページの備考の6、プレミアム商品券についてなのです。プレミアム商品券、さっき何か説明にあったが、世帯で1世帯4枚、4セットまでということでの話でやっていますけれども、これの趣旨がここに書いてありますけれども、物価高騰に対する市民の生活支援と市内経済の活性化を図るためということなのです。1番目に来るのが、市民の生活支援ということが出てきます。私が周りの人を見ると、お金持ちがプレミアム商品券を買いあさるといって、表現が

よくないかもしれないですけども、優先的に買ってしまふ。あしたの米何ぼだかの人に、私みたいに容易でない人はどういうことになるかという、そんなの買えない、なかなか。聞くところの話ですから、これはあれですけども、何かいろいろよその方もなんて言う人も中にいたりはするみたいですけども、それにしても貧乏人って言ったら表現はあれですけども、裕福ではない方々、容易でない方々というのは、プレミアム商品券を買う余裕すらない。そこに、やっぱり考えてみると、プレミアム商品券の逆進性があるのではないかと。逆進性というのは、お金持ちが優位に立ってしまうというものではないかなって感じるところが多々あるのです。この辺どう思いますか。

地域経済振興課長 この部分につきましては、私どものほうも世帯単位ということで、今商品券については皆様のほうに購入をしていただいております。もちろんその枠がいっぱいになったときには抽せんということで進めさせていただいております。実際に市民の方がどういう形で、どういった方々がお使いになっているかというところの詳細については、まだ私どものほうとして把握し切れていないところでございますが、事業者のほうからは、こういう形にすると、やはりこの商品券についてはぜひ継続をして、自分たちの経済効果という部分がここが十分高められていくということでお聞きしているところでございますので、その辺の効果的なものはあるのかなというふうに私どもは認識しております。

姫路 敏 これ平等、公平というか、そういう中で商品券というのは発行されるのでしょうか、所得制限とかかいたらどんなになるのかなって思うのです。いわゆる世帯で幾ら以内の人がお願いしますっていったらほとんど売れなくなるのかな、それともどうなるのかなというところなのです。そうすると、本当の生活支援、ここにうたっている物価高騰に対する市民の生活支援という部分に貢献していただくのではないですか。プレミアム商品券もらえば必ず買いに行くから、商店のところはそれは回りますけれども、どうなのでしょう。そういうふうなことは考えられませんか、いろんな意味で。

地域経済振興課長 委員がおっしゃった部分で進めさせていただく場合になると、本当の生活の部分の支援というところの施策が主に、重になってくるのかなというふうに思いますが、やはり経済効果を高めていくということも一つの大事な要素でもありますので、そこを踏まえた上で進めていった場合には、やはり今のような形のほうが経済的な効果というのは今後も継続して高められていくのかなというふうに考えているところであります。

姫路 敏 これ議論していてもしょうがないので、こういうことであつたということですけども、今年度から……今年度というのは、今度やるのは電子マネーというか、ペイペイということが登場してくるわけですけども、これは世帯に1人というわけにはいかなくなると思うのです。この辺はこれとは違いますけれども、どんなふうに考えていますか。

地域経済振興課長 今年度進めさせていただきますデジタル商品券については、委員おっしゃるように1世帯に上限を設けるといことはできなくなりますので、個人とひもづけした形で購入を進めてもらうという形になります。そうした場合には、この紙ベースの商品券と同様に、その購入額がいっぱいになったときには抽せんという形にさせていただきます。予定しておりますので、そういった部分で一人の方に集中しないよう

な形で進めさせていただく予定ではおります。

姫路 敏 これは、今までの決算のやつは紙で云々で、印刷代も経費も削減できて今度はできますということなのでしょうけれども、やっぱりペイペイで使っているようなところというのは裕福です、どっちかいうと。本当に子供たちがペイペイ使っている、父ちゃん、母ちゃんがペイペイ使っている、じいちゃんも、ばあちゃんもペイペイ使っているって、その人たちみんな申請したら1軒にだあと集中する可能性もあるわけです、そうやって考えれば。私は、デジタルということも確かに大事なのだろうけれども、ある意味アナログ的なところというのもこういう商品券には必要だな、そうして所得制限をかけてやる。どうしてもはける、その商品券が必ず使いますよ、あしたの米ないとか、その商品券もらえればまず。だから、そういうような何かちょっと趣向を変えろというのもこの決算上からいうと必要なのかなとは思いますが、これは来年度デジタルのがどんなふうに動いたかというのは、これも実験の一つになるのだからかもしれないけれども、ひとつその辺も見てもらいたいなと思います。どうですか。

地域経済振興課長 今ほど委員おっしゃっていただいたように、今年度のデジタル商品券については、今現在紙ベースの部分は、先ほど説明させていただきましたように、8月末で終わっております。そして、これからデジタルベースの商品券の発行を進めさせていただきます。この分についてもデジタルベースは初めてでございますので、これは実証実験的なものも含まれておまして、市民の皆様からどういう形で求めていただけるのか、あと事業者の皆様の方からそれを活用してみた結果の部分も踏まえて、今後の事業計画に生かしていきたいなというふうに思っております。

姫路 敏 それでは、160ページの企業誘致事業ということで、雇用の拡大を図る、工場は事業所を新增設または移設、条件を満たした企業に助成金及び奨励金を交付したと。助成金、交付金ということは補助金ではないので、決まった額というのを出したということなのでしょうね。そういうことでいいのですか。

地域経済振興課長 こちらのほうにつきましては、企業設置奨励条例に基づいて、先ほども昨年度の部分であれば、株式会社アセックであれば用地取得の助成金としてお支払いした部分と、あともう一つ、ジャパン・フード・クリエイトについては新規雇用の関係で奨励金として交付した額ということで交付しております。

姫路 敏 これも、これ見ると製造業が中心となって、いわゆる観光関係で事務所を広くしたりなんなりというのは該当にならないわけですよ、これ見ると。この辺どうなのですか。そういった部類のものというのはあるのですか。

地域経済振興課長 こちらの奨励条例については、製造業を主として奨励措置をしております、こちらのほうについては条例の趣旨として、産業を振興し、雇用の増大を図るために市内の工場または事業所を新設、増設もしくは移設を行うものに対して奨励措置をするということであるわけなのですが、今委員おっしゃるように、観光業については宿泊業、宿泊するホテルとか、そういった部分についてのところは……その中には一部入っております。

姫路 敏 確かに製造業というのは、それだけ雇用の機会が増えるし、従業員さんも増えるのだろうし、その後押しをしていくというのもいいのだけれども、例えば商店とかで場所を移動したり、あるいはそれに関わるところの事業主が事務所を移動させたり、ちょっと広くしたり、そこに雇用を1人設けたりということも、これはやっぱり雇用の促進の一つになるのだろうと私は思うのです。だから、そうやって考えて

みると、全体を眺めた場合、1人を雇用する、その条件として事務所を広げたり、移転したり、あるいは店を新店舗開けたり、開店させたりというところに関して見ても、同じようにそういうものを備えておくというのは、その企業が発展していくに当たってやっぱり大事な要素の一つだと思うのですが、そんなことも考えられませんか。

地域経済振興課長 こちらの奨励条例につきましては、いわゆるこの奨励措置を受けるために、企業として、事業者として一旦指定を受けてもらう必要がある。そういった部分で、指定する規模として、投下資本として、固定資本として総額3,000万以上という条件もあり、かつ雇用をこれだけ生む、3名以上というところも、新設の場合ですが、あるということが条件になっているところもあります。委員おっしゃっていたく部分については、この条例に基づいた形の支援を持っていったほうがいいのか、それともまた別な形で制度的な部分……今私どもの所管で持っているのは産業支援プログラム、創業支援とかというところもありますので、そういったところをもうちょっと充実させて支援を進めていったほうがいいのかということも検討させていただく必要はあるかなというふうに思っております。そういったところが、今の実態調査等も踏まえて行く必要があるかなというふうに思っております。

姫路 敏 雇用の充実ということに着目していくと、拡大ということに着目されたほうがいいと思うのです。そうやって考えてみれば、1人雇ったら10万とかってなっているわけではないですか。工場の場合は、設備投資等の工場を広げたり、あるいは機械を入れたりして3,000万とあるわけで、そのハードルを越えるのも工場も容易でないとは思いますが、それをもう少し下げて、いわゆる普通の製造業以外でも使えるような、ハードルを下げて、そして雇用創出のためのものというのやっぱりメニューの中に入れておいたほうが非常にありがたいと思うのです、いろんな意味で。今既存でやっている方々もそうだろうし、新しく参入してくる方もそうだろうし、製造業だけではなくてそういう意味で、そういうことを言っているのですけれども、それどうですか。

地域経済振興課長 今ほど委員おっしゃっていただいた部分で、各事業所のほうも人材確保という部分で非常に難儀をされているというところでも各方面でお聞きするところでもあります。そういったところが、今実際にこの制度上合っているのかということも実際はありますので、そういったところにちゃんと支援できる部分が必要になってきているというふうにも感じておるところでもありますので、そこら辺をきちっと私のほうもこれからの……今この制度自体もこういうふうに合わせているかということも検証しながら、制度自体の見直しのほうも進めさせていただければと思いますし、先ほど申した別な形の制度としてあったほうがいいのかということもちょっと検証させていただければと思います。

姫路 敏 これは、もう議論してもしようがないですから、決算上こういう形で出ているわけですから、内容的なところを少し今後考えて、答弁は要らないですけども、やってもらいたいなというふうに思います。最後に、160ページの観光振興事業、SNSの活用及びインバウンド向けのプロモーション事業を展開するとともに、各種観光関連団体への補助などにより観光振興の推進を図ったということでございますね。これ何かうまくインバウンド関係で外人さん、外人さんって言ったらあれですけども、海外からの観光客が村上にどんどん、どんどん来ているようになっていきますか。成果は。

観光 課長 昨年この観光振興一般経費を使って、SNS等で発信させていただきました。また、先ほどの実証実験、これも行って、外国の方が来られるコンテンツを整理させていただきました。これについては、地元での受入れ態勢、外国の方はどういったことをすれば喜んでいただけるのか。そういった中で、若林家では刀を使ったものとか、偽物ですけれども、そういったものとか、それから着物を着たりした体験とか、そういった実証実験を行っていただいて、それを受け入れていただいた方も、急に外国の方が来られてもなかなか対応ができないということで、やっぱりその辺り、受け入れる側も気持ち的に整理していかないとあれだねというようなことで、今後も反省会を開いて、引き続きそういったところを……外国のインバウンドの方を募集する、ツアー会社に打って出る戦略と、それからそれを受け入れる村上市内の事業者の方のそういったところの体制の整備というのですか、そういったところの2本柱で今デジ田の国の交付金を使って、実は3か年計画で昨年、今年、来年ということで3か年を使ってやろうというようなことで取組をしているところでございます。言うように、目に見えてすぐインバウンドの方来ているかと言われると、なかなか目に見えては増えてはございませんが、今後もその辺は努力してまいります。

姫路 敏 海外からの村上市へ旅行に来る、観光に来るという方というのはどのぐらいいらっしゃいますか。昨年度で。

観光交流室長 昨年度3,102名ということで計測しております。

姫路 敏 それどうやってカウントしましたか。

観光交流室長 市内の観光施設等で、各施設でカウントをいただきまして、そちらを村上市観光課で集計をさせていただいております。

姫路 敏 前もちょっと私聞いたことがあると思うのですがけれども、駅前の観光案内所に外人だかどうだかというカウントをする人がいるわけだから、職員さんが。観光案内所に、英語話せないから、すみませんって来て、どこどこですか、こうですか、ああですか、あの人ら夫婦だろうか、2人だものねって。あれはアメリカ人だ。アメリカ人2人。次に、ちょこつとしてから、またすみませんって来て、あれはインド人だぜな、東南アジア系統だかな、5人ぐらいで来ているな、5人。これを集計して、観光課のほうに、今日は7人来ましたと。こういうことをやっているのかな。

観光交流室長 はい。基本的には、各施設で集計をいただいております。

姫路 敏 イヨボヤ会館でもやっているのですか。

観光交流室長 はい、イヨボヤ会館も集計対象の施設となっております。

姫路 敏 そうすれば、村上の駅に来て、さっき言った7人がイヨボヤ会館に行きたいといって、よし、ではタクシーに乗ってイヨボヤ会館へ行ったら、同じような人が7人来たと。イヨボヤ会館、今日7人というカウントをしているのですか。

観光交流室長 はい、重複している可能性はあります。

姫路 敏 インバウンドの対策をするとするならば、それも一つ必要なのでしょうか、超アナログ的でもいいとは思いますが。ただ、思うけれども、もう少し正確にやる方法というのはないのだろうか。どうすれば正確に数字が捉えられるのだろうかということを考えていただいて、今言った3,102名、もしかして村上市内の観光のところを見て回ったら実は500人だったりして、分からないですよ。だから、そうやって考えてみると、インバウンドにこれだけ金かけてやっているのであれば、インバウンドの成果がどれだけ上がったのだ、これだけ来たのだという、はっきり言って裏づけができる統計やら、集計やら、いろいろありますけれども、そういったも

のというのは今後は必要になってくるのだろうなって、こういうふうにするのです。ただ感覚的に観光案内所だったり、施設で今言ったような取り方しているのでは、これはちょっと、副市長、どう思います。

副市長

おっしゃることごもっともだと思います。ただ、これ重複した人数がどうかというふうなところ、恐らく今のカウントの仕方ですと、例えば駅前で外国人が何人だっただけのカウントした方が、市の施設以外でもいいでしょう、ほかの施設に行き、そこでもカウントすれば当然重複しますよね。そうでなくて、やっぱりどれだけの人が村上に訪れてきたかというふうなところでありますので、その数字が施設を利用した、施設を観光した累計と捉えるのか、実人数として捉えるのかによってカウントの仕方って変わってくると思いますので、そこはもう少し精度の高い把握の方法に努めるべきだろうなというふうに私自身も思っています。

姫路 敏

できれば、観光案内所でやる時にタブレットか何かをやってアンケート方式にして、一度あれしたのはタブレットに入れなくてもいい、あるいは何回目アンケートを答えたよというふうにするちょっとしたものをやるだけでも、失礼ですけども、もしあれだったらって外国らしき人には、らしき人も最近よく分からないですから。私もそば屋にいてあれしていたら、外人だかなと思ったら日本人だったり、日本人かなと思ったら何か訳の分からないことしゃべっているということは外人かなって、そういうときってありますので、ちょっと失礼なことにはつながるかもしれないですけども、上手にアンケートを、タブレットでそれは集計できるのではないですか、きれいに。そんなのもちょっと考えてみてもいいかなと思いますけれども。

観光 課長

把握の方法につきましては、先ほど室長申し上げましたのは、これ観光庁で定めている全国的な統計調査の基準にのっとって、四半期ごとに報告している数字でございます。ただそれが実人数になっていないというところは、今ほど御指摘のとおりでございますので、宿泊者とかであれば確実に何名泊まったとかというのは把握できるわけですけども、動いていらっしゃる方を把握するというのは、今おっしゃったようになかなか難しい面もございます。その辺ちょっと関係機関とも相談しながら、また把握に努めていきたいと思っております。

姫路 敏

よくロシアとか中国に行くと、プーチンさんがそこに行くともものすごくよかった、よかったというようなおいしい、気持ちのいいデータがぼんって出てきたりする。習近平さんが行くときれいになっていたりして、人数もこれだけなんていう何か訳の分からないデータが出ていて、来た人は大統領だの、そういう方というのは喜んで帰ると。これでは駄目なので、そういうようなデータの出し方では内容がしっかりと把握できないので、しっかりと把握の仕方をやらしてもらえばなど、こういうふうにするので、よろしくお願ひします。答弁は要りません。

富樫 光七

あんまり長いので、質問することを忘れてしまいましたけれども、158ページお願ひします。これ確認なのでですけども、ふるさと納税経費として、幾らでしたっけ、これ、3億三千六百何万という数字が上がっていますけれども、これ午前中でしたっけ、ふるさと納税で8億円ぐらいあるとあって売上げの話ありましたけれども、それとこれの差額の分が村上市の納税として実質機能しているというふうに理解していい数字ですか。

観光交流室長

はい。基本的には、そのように認識していただいて結構です。

姫路 敏

これは、ここの科目ではそうですけれども、恐らく村上市民がよそにふるさと納税すれば税額控除になったりしている部分であると思うのです。それも加算されな

いといけないですよ。行ったり来たりで。これそのものの直接のあれはないですけども、ふるさと納税として全国的に展開している。半分ぐらいは残る。それは、それでいいかもしれない。市としても、市民がどこかにやれば税額控除になっている。その金額というのは、税務課で上がってきて、それも加算して一緒になって、これだけが正味そうですよという、そういう考え方をしないといけないですよ。

副市長

おっしゃるとおり、市民が納税すれば、その分市民税は外に流れていきます。この数字の中にはそれは入っていないので、今おっしゃるとおり、総体で、では村上市としてどうなのということになれば、出ていく分も当然考えていく必要はありますが、村上市は幸いにして出ていく分よりも入ってくる分のほうが相当数余計であることは御承知おきいただきたいと思います。

富樫 光七

今の話の延長線上なのですけども、返ってきた金は分かるけれども、払った個人が要するに納めて物をもたらしたみたいな、そういうものの数字というのは具体的に把握できているものですか。今副市長が言った市民が……

(「それは税務課で分かる。それは所管が違う」と呼ぶ者あり)

小杉 武仁

160ページの観光費になるのかな、居繰り網漁、これ以前にもちょっと話聞いたのだけれども、課長の説明では例年どおりの決算額というお話でしたけれども、協力者の謝礼、これ何名分ですか。

観光交流室長

令和6年度は、9名の方に協力をいただいております。

小杉 武仁

そうすると、保険料もその9名に係る保険という理解でいいのですか。

観光交流室長

はい、保険料についても9名分でございます。

小杉 武仁

その9名の方が実際に、この一つの観光資源なのだけれども、漁に出られるときというのは何日間あるのですか。昨年度でいうと何日出たの。

観光交流室長

10月の21日から11月の30日までが漁の実施期間になっておりまして、実質漁に出た日数は31日となっております。

小杉 武仁

非常に川漁師さんが減っているのが現状なわけですよ。私も知り合いの方もいますし、マスの刺し網もする方も減っていたり、様々な川で漁をする方が減っている中で、この川漁師の方が当然この居繰り網には関わってきているわけですよ。違うのですか。全く居繰り網専用でこの9名の方はこの期間だけ従事していただいているという理解なのですか。

観光交流室長

9名のうち、実際に集落といいますか、自分のチームを組んで漁をされている方は7名でしょうか。そのほか2名の方は、純然たる市の居繰り網漁に御協力をいただいているという方でございます。

小杉 武仁

基本的にこれ続けていかないと駄目なことなのでしょうけれども、鮭産漁協のほうでは非常に難しい状況で、市のほうでやっているって僕なんかは理解していたのだけれども、人材の育成も含めてどうなのだろう、そこに力を入れていくことも必要なのではないかなと思うので、この予算で非常に十分なのかなって疑問に思ってしまうわけです。その9名の方、1か月間でしょう。ちょっと少ないのではないかなって思うので、来年度の予算も含めて、人材の育成に関してはどうなのですか。その辺も視野に入れて考えている、またその当事者の方々と協議しているという実態はあるのですか。今後どうしていくべきなのかということ。

観光交流室長

実際御協力いただく方については、お話しいただいたとおり、鮭産漁協のほうでは今実際漁をやっておりませんので、市のほうで関係者の皆様から御協力いただける方いらっしゃれば声をかけていただいたりだとか、今年度につきましては漁の御協

力について市のSNS等で募集をさせていただいたところがございます。やはり経費等も鮭産漁協への加入だとか必要な経費ございますので、その辺の支援も今後検討していきたいというふうに考えております。

小杉 武仁 秋の例えば増水期であったり、非常にやっぱり難しいわけです、操作が。本来であれば、夏の渇水期に少し練習をしてみるとか、その育成に関して今話出なかったけれども、本気でやっていかないと駄目な時期に来ていると思うので、そこを鮭産漁協も含め、今従事していただいている9名の方も含め、今後どういう形で人材を確保していくべきかというところをちょっと議論してほしいなという希望があるのです。その辺も含めて、今回はこれ決算なので、ちょっと来年に向けても考えていただきたいと思いますが、いかがですか。課長。

観光 課長 この居繰り網漁につきましては、今ほど実態については室長が申し上げたとおりでありまして、やはり経験されている方に頼っているというようなところが実情であります。おっしゃるように、増水時なんかは本当に危ないところもございますので、やっぱり練習といいますか、そういった期間というの必要なのだと思うのですが、なかなか協力していただける方もそういった時間を取れないというの、これも実態としてお聞きしているところです。そんな中で、本当に予算的には少ないわけで、これは課内でも話ししているのですが、やはり報酬の部分でも少し見直していかないと、募集はかけているのですけれども来ないというのが、それはお金だけではないのかもしれないけれども、やっぱり基本的なそういったところも見直ししながら、これは観光資源としては非常に大事だと我が課でも思っておりますので、その辺は引き続き検討してまいりたいと思います。

小杉 武仁 あと、もう一点、インバウンドの特別体験事業委託料、これ大きいですがけれども、11ツアーというメニューをつくって周知、誘致してきたということだったのだけれども、その11ツアーの中で参加者って何名いたのですか、これ全部で。トータルでいいです。一つ一つ細かいことは要らないから。

観光交流室長 トータルで64名でした。

小杉 武仁 ちなみに、どちらの地域の方ですか。アジア圏とかで結構です。

観光 課長 外国の方がベトナム、それから日本人もいらっしゃいます。それから、インド、台湾、アメリカ、トルコ、韓国、中国、そういった国の方々でございます。

小杉 武仁 インバウンド政策に関しては、コロナ前からいろいろ村上市も取り組んできたり、前もお話ししたとおり、台湾にターゲットを絞ってというときもありました。あったのだけれども、先ほど来話出ているけれども、あんまり結果を感じられないわけですよ、成果を。だから、それを今後どういうふうな形で具体化していくかというのは非常に大事になってくるのだけれども、ちょっとインバウンドは難しいのではないかなって正直思ってしまうぐらい、よその地域と比べると。特に月岡温泉であったり。全然違いますよ、正直言って、歩くと。その辺は、課長も感じていらっしゃるころはあるかもしれないけれども、ちょっとターゲットを絞ってでも考えていく必要もあるのかなというのを感じるのだけれども、何か今後の私たちが少し期待できるような話が、だってこれ3,000万使って64名でしょう。これ本当に成果として感じられるのかなと思ってしまいますよね。その辺をどういうふうに今回の決算を見て感じていらっしゃるのか、正直なところをちょっと聞きたいのだけれども。この11事業、64名で満足できたのか、効果として、検証も含めて、効果があったものだと感じられているのか、その辺率直な考えを聞きたいのですけれども。

観光 課長 この11ツアーにつきましては、外国の方、今申し上げましたとおり64名の方、日本人も含めてですけれども、参加いただきました。これは、ツアーで行った方の感想なんかもお聞きしまして、やはり台湾の方というのは非常に村上と親和性があるなどというのは、先ほど来出ています鮭の関係とか、イクラ井かなり喜んで食べていらっしやったというようなところで、やっぱり調査でも台湾の方というのは村上に非常に親和性があるというような結果を頂戴しました。これにつきましては、今年度実際に台湾に行きまして、ちょっと旅行会社の方とアポを取って、旅行商品をつくっていただけるようなものできないかということでまず接触しようということ、この秋、観光協会のほうから局長のほうにまず行っていただくというようなことを、やっぱり単年ではちょっと難しいので、複数年かけて信頼関係を築いていく必要があるのではないかとということで、そういった行動を取らせていただきます。それにつきましても、村上市単独で行くのではなくて、山形の置賜のほうは実はそういった台湾の方を連れてくるというのは数年来たけておまして、やはりそちらに冬場とか行っていらっしやるということで、関川も含めて一緒に、この観光圏というのが新潟県ではなくて山形県、村上市管内というようなことでちょっと取り組んでみようかというようなことで、一緒に行ってPRをしてまいりたいというような取組をこれから進めてまいりたいというふうに考えております。

小杉 武仁 ここで本当に議論していてもしょうがないのだけれども、期待しています。期待はしていますが、交流人口の拡大であったり、瀬波温泉を魅力的に感じていただける方を一人でもリピーターを増やすとか、もう少し具体性のあることをしていかないと、絵空事って言ったらちょっと失礼だけれども、ちょっとかけ離れていると思うわけです。もっと現実的な観光施策があるのではないかって思うぐらい。私たちも提案すれば本当はいいのだろうけれども、今の話に期待します。期待するけれども、もう少し現実的な方向性を見いだすべきなのだなという時期に俺は来ていると思います、正直。だって、本当に大変な状況だと思いますよ、観光産業は。その辺を今回の決算を機にまた見直していただいたり、検証していただいて、新しい施策に取り組んでいただきたいというふうに思います。以上です。

姫路 敏 今のところで、いわゆる64名の方来られたということで、その方々というのはお泊まりで来るのですか、それとも日帰りなのですか。どういったような形式で来るのですか。

観光 課長 11ツアー行ったと申しましたけれども、そのツアーの内容によってお泊まりになった方もいらっしやいましたし、それから日帰りで帰られた方もいらっしやいました。

姫路 敏 割合というか、何人ぐらいはお泊まりされたのですか。それで、何泊ぐらいされたのですか。

観光交流室長 11ツアーのうち、日帰りツアーが半分ぐらいです。半々ぐらいの割合でツアーを実施しております。

姫路 敏 そうすると、大体半々では30人ぐらいはお泊まりしたけれども、30人ぐらいは日帰りでお帰りになると。30人ぐらいお泊まりなさったとして、何泊ぐらいされたのですか。

観光交流室長 基本的には、お泊まりの方は1泊2日のツアーでございます。

姫路 敏 その観光の企画で、観光というのですか、そういう企画で来ているから、そういうことになるのでしょうかけれども、できれば1か月ぐらいいてもらって村上になじんでもらうとか、これは極端な話ですけれども、少なくとも1週間ぐらいいて、それ

でいろんなところを見て回って、それでその人たちが帰ってから呼び込むような、よかったぜみたいなの、そういう企画のほうが有意義だわね、どっちかというところ。それがどこに泊まるのかというのは、ホテルや旅館では高くつくので、その辺はちょっと考えなければなりませんですけども、ちょっと滞在型で体験型というような外国人の呼び込みというのも今後市独自でも考えたらどうですか。せっかくインバウンドの対策にこれだけ使っているのであれば、3,350万というのは、その他というのは、これはふるさと納税のやつを持ってきたのかな。それとあと、一般会計でやっぱり5,000万ぐらい使っているわけですから、考えてみると相当な金額つぎ込んでるので、中身の付加価値の高いこともちょっと考えてもらえばどうかなと思いますけれども、どうですか、副市長、そう思いませんか。

副市長 私もそのとおりだと思います。もっと効果的な事業につながるようにしていくべきであります。ありがとうございます。

地域経済振興課長 先ほど姫路委員のほうから質問があった件で、決算附属報告書の中身で未来に向けた住まいづくり事業の関係で、申請が303件、それから交付件数が292件ということでありましたが、実際申請303件の方からあって、交付決定したのは303件なのですが、申請者の理由によって辞退された方が11件ありまして、実際に補助金を交付したのが292件ということになります。

姫路 敏 そういう報告をすればいいわけですよ。あなたの話だと、303件に出したみたいなの、交付したみたいなの話でしょう。303件申込みのうち11件辞退されたので、292件となっておりますと、これが本当の答弁ですよ。お願いします。

## 歳出

### 第8款 土木費

(説明)

観光課長 8款1項1目土木総務費、備考欄の3、道の駅神林管理経費748万6,162円、それから次のページへ行っていただきまして165ページから166ページ、備考欄4、道の駅朝日管理経費355万3,998円につきましては、それぞれ道の駅情報ステーションの管理に係る経費でございます。例年並みでありますので、説明は省略いたします。備考欄の5、道の駅笹川流れ管理経費1,089万700円につきましては、昨年に比べまして3,225万3,416円減額となりましたが、これは歩道橋であるサンセットブリッジの補修工事が終了したためでありまして、令和6年度決算額はほぼ前年並みの内容となっております。備考欄7、道の駅朝日拡充事業経費2,055万5,694円につきましては、2行目、測量設計等委託料は地下水調査業務委託、4行目、工事請負費の内訳につきましては、道の駅朝日消雪井戸修繕工事613万2,500円、朝日まほろば温泉スタンド解体工事121万円、朝日グリーンツーリズム推進施設解体工事891万1,100円、合計1,625万3,600円となっております。備考欄8、道の駅朝日拡充事業経費、繰越明許分5,899万8,500円は、リニューアルする道の駅朝日の実施設計業務委託に係る経費でございます。飛びまして、175から176ページ、8款6項3目公園費でございます。備考欄3の南大平ダム湖公園経費から備考欄5のお幕場森林公園経費は、それぞれ施設の管理費でありまして、ほぼ前年並みの内容となっております。説明は以上であります。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

## 歳出

### 第11款 災害復旧費

(説明)

農林水産課長 それでは、217ページ、218ページを御覧ください。11款1項1目農地農業施設災害復旧費の備考1から3は令和4年8月の大雨災害になりまして、4につきましては令和6年の9月の災害、備考5につきましては令和5年度の災害に係る復旧工事並びに設計委託料となります。2目林業施設災害復旧費の備考1から3は令和4年8月の大雨災害、備考4につきましては令和6年9月の大雨災害による復旧工事に係る設計及び工事費となります。説明は以上です。

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

○農林水産課、地域経済振興課、観光課及び農業委員会所管分の質疑を終わる。

分科会長（河村幸雄君）散会を宣する。

(午後 3時39分)